

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年11月14日
【届出者の氏名又は名称】	株式会社Sunny
【届出者の住所又は所在地】	神奈川県藤沢市湘南台一丁目1番地21
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号丸の内ビルディング15階 岩田合同法律事務所
【電話番号】	03(3214)6033
【事務連絡者氏名】	弁護士 辛島聡 / 同 角野秀 / 同 鈴木隆世
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社Sunny (神奈川県藤沢市湘南台一丁目1番地21) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」とは、株式会社Sunnyをいいます。
- (注2) 本書中の「対象者」とは、元旦ビューティ工業株式会社をいいます。
- (注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と一致しません。
- (注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注7) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注8) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
- (注9) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注10) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。

第1 【公開買付要項】

1 【対象者名】

元旦ビューティ工業株式会社

2 【買付け等をする株券等の種類】

普通株式

3 【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

公開買付者は、本公開買付けを通じて株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)スタンダード市場に上場している対象者の普通株式(以下「対象者株式」といいます。)を取得及び所有すること等を主たる目的として、対象者の創業者であり、代表取締役会長である船木元旦氏(以下「船木氏」といいます。)により、2024年10月11日に設立された株式会社であり、本書提出日現在、船木氏が公開買付者の発行済株式の全てを所有し、公開買付者の代表取締役社長を務めております。また、2024年11月11日現在の公開買付者の代表取締役社長は永島真美氏であるところ、2024年11月12日付で永島真美氏が代表取締役社長の地位を辞任し、船木氏が公開買付者の代表取締役社長に就任しております。なお、本書提出日現在、公開買付者は、対象者株式を所有しておりませんが、船木氏は対象者株式1,107,356株(注1)(所有割合(注2):29.26%)を所有しております。

(注1) 上記船木氏の所有株式数(1,107,356株)には、船木氏が対象者の役員持株会を通じて間接的に所有する対象者株式139,256株(小数点以下切捨て)が含まれております。以下、船木氏の所有株式数において同じです。

(注2) 「所有割合」とは、対象者が2024年11月13日に公表した「2025年3月期第2四半期(中間期)決算短信〔日本基準〕(非連結)(以下「対象者第2四半期決算短信」といいます。))に記載された2024年9月30日現在の対象者の発行済株式総数(3,858,030株)から、同日現在の対象者が所有する自己株式数(73,630株)を控除した株式数(3,784,400株)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、所有割合の計算において同じです。)をいいます。以下同じです。

今般、公開買付者は、東京証券取引所スタンダード市場に上場している対象者株式の全て(但し、本不応募合意株式(以下に定義します。))及び対象者が所有する自己株式を除きます。)を取得し、対象者株式を非公開化するための一連の取引(以下「本取引」といいます。)の一環として、本公開買付けを実施することを決定いたしました。

本取引は、いわゆるマネジメント・バイアウト(MBO)(注3)に該当し、船木氏は、本取引後も継続して対象者の代表取締役会長として経営にあたることを予定しております。

(注3) 「マネジメント・バイアウト(MBO)」とは、一般に、買収対象会社の経営陣が、買収資金の全部又は一部を出資して、買収対象会社の事業の継続を前提として買収対象会社の株式を取得する取引をいいます。

本公開買付けの実施にあたり、公開買付者は、2024年11月13日付で、対象者の筆頭株主であり、対象者の代表取締役会長である船木氏(所有株式：1,107,356株、所有割合29.26%)が所有する対象者株式のうち968,100株(所有割合25.58%)、対象者の第3位株主であり、創業家一族の資産管理会社である船木商事有限会社(所有株式：362,000株、所有割合9.57%)が所有する対象者株式の全て、対象者の第4位株主である船木清子氏(所有株式：290,700株、所有割合7.68%)(以下、船木氏、船木商事有限会社及び船木清子氏を総称して「本不応募合意株主」といいます。)が所有する対象者株式の全て(合計所有株式数：1,620,800株、合計所有割合：42.83%。以下「本不応募合意株式」といいます。)を本公開買付けに応募しない旨及び本公開買付けが成立した場合には本臨時株主総会(下記「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に定義します。以下同じです。)において本スクイズアウト手続(以下に定義します。)に関連する各議案に賛成する旨の契約(以下「本不応募契約」といいます。)を書面で締結しております。また、本不応募合意株主は、本株式併合(以下に定義します。以下同じです。)の結果、その所有する対象者株式の数に1株に満たない端数が生じ、その端数株式の対価として対象者から金銭を受領した場合、当該金銭の全額(但し、公租公課等及び合理的な諸経費は控除します。)を公開買付者に対して普通株式の引受けの方法により再出資することを予定しております。なお、当該再出資における公開買付者の普通株式の1株当たりの払込価額を決定する前提となる対象者株式の評価は、本公開買付けにおける対象者株式1株当たりの買付け等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。)と同一の価格である2,080円(但し、本株式併合を実施する場合、本株式併合における対象者株式の併合の割合に基づき形式的な調整を行う予定です。)にする予定であり、ディスカウントした価格で発行する予定もないことから、当該再出資における公開買付者の普通株式1株当たりの払込価額は、実質的に本公開買付価格よりも有利な条件が設定されているわけではないと考えられること、及び当該再出資は、本不応募合意株主が、公開買付者への出資を通じて非公開化後に対象者に関与することを目的として実施されるものであり、本不応募合意株主による本公開買付けへの応募の可否とは独立して検討されたものであることから、当該再出資は、公開買付価格の均一性規制(法第27条の2第3項)の趣旨に反するものではないと考えております。また、本不応募合意株主のいずれも公開買付者の株主となることを予定しており、現金による再出資手続を不要とするため、本不応募契約において、公開買付者は本不応募合意株主との間で、本スクイズアウト手続の完了後、公開買付者を株式交換完全親会社とし、対象者を株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」といいます。)を行うことについても合意しています。なお、本株式交換の交換比率を定めるにあたっては、公開買付価格の均一性(法第27条の2第3項)の趣旨に反しないよう、対象者株式の価値は本公開買付価格と同額で評価し、本公開買付価格よりも有利な条件とならない株式交換比率を設定いたします。本不応募契約の詳細については、下記「(4) 本公開買付けに関する重要な合意」をご参照ください。

本公開買付けにおいて、公開買付者は、買付予定数の下限を902,200株(所有割合：23.84%)に設定しており、本公開買付けに応募された株券等(以下「応募株券等」といいます。)の総数が買付予定数の下限(902,200株)に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行いません。他方で、本公開買付けは対象者株式を非公開化することを目的としておりますので、本公開買付けにおいて買付予定数の上限は設けておらず、応募株券等の総数が買付予定数の下限(902,200株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

なお、買付予定数の下限(902,200株)は、対象者第2四半期決算短信に記載された2024年9月30日現在の対象者の発行済株式総数(3,858,030株)から、同日現在の対象者が所有する自己株式数(73,630株)を控除した株式数(3,784,400株)に係る議決権の数(37,844個)に3分の2を乗じた数(25,230個、小数点以下を切上げ)から、本不応募合意株式(1,620,800株)に係る議決権の数(16,208個)を控除(注4)した議決権数(9,022個)に、対象者の単元株式数である100株を乗じた数としております(注4)。かかる買付予定数の下限を設定したのは、公開買付者は、本公開買付けにおいて、対象者株式の全て(但し、本不応募合意株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。)を取得できなかった場合には、対象者に対し、対象者の株主を公開買付者及び本不応募合意株主のみとするための一連の手続(以下「本スクイズアウト手続」といいます。)の実施を要請する予定であるところ、本スクイズアウト手続として株式併合を実施する際には、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。)第309条第2項に規定する株主総会における特別決議が必要とされていることから、本スクイズアウト手続の実施を確実に遂行すべく、本公開買付け成立後に公開買付者及び本不応募合意株主が対象者の総株主の総議決権数の3分の2以上を所有することとなるようにするためです。

(注4) 本不応募合意株式については、本不応募合意株主それぞれとの間で、本公開買付けに応募しない旨及び本公開買付けが成立した場合には本臨時株主総会において本スクイズアウト手続に関連する各議案に賛成する旨の合意が成立しているため、上記の議決権数の算定において控除されています。

公開買付者は、本公開買付けが成立したものの本公開買付けにより対象者株式の全て(但し、本不応募合意株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。)を取得できなかった場合には、下記「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載のとおり、対象者の株主を公開買付者及び本不応募合意株主のみとするため、対象者に対し、本スクイズアウト手続の実施を要請する予定です。

公開買付者は、下記「8 買付け等に要する資金」の「(2) 買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等」に記載のとおり、本公開買付けが成立した場合、本公開買付けに係る決済の開始日の前営業日までに株式会社横浜銀行(以下「横浜銀行」といいます。)から合計6,158,000千円を上限とした借入(以下「本買収ローン」といいます。)を受けるとともに、Yokohama Next 2号投資事業有限責任組合から合計300,000千円を限度とする出資(以下「本出資」といいます。)(注5)を受けることを予定しており、かかる資金をもって、本公開買付けの決済資金等に充当する予定です。なお、本買収ローンに係る融資条件及び本出資に関わる出資条件の詳細は、横浜銀行及びYokohama Next 2号投資事業有限責任組合と別途協議の上、本買収ローンに係る融資契約及び本出資に関わる出資契約において定めることとされておりますが、本買収ローンに係る融資契約では、公開買付者が本取引により取得する対象者株式が担保に供されるほか、本スクイズアウト手続を通じて対象者の株主が公開買付者及び本不応募合意株主のみとなった後は、本買収ローンに関して、対象者を公開買付者の連帯保証人とし、かつ、対象者の一定の資産等が担保に供される予定です。

(注5) 本出資は、下記「8 買付け等に要する資金」の「(2) 買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等」の「その他資金調達方法」に記載のとおり、Yokohama Next 2号投資事業有限責任組合によるA種優先株式の引受けからなる予定です。A種優先株式は無議決権であり、A種優先株式を有する株主は普通株式を有する株主に優先して配当を受ける権利を有しております。

また、本スクイズアウト手続の完了後、公開買付者は、公開買付者を株式交換完全親会社とし、対象者を株式交換完全子会社とする本株式交換を行う予定であり、本株式交換の結果、公開買付者が対象者株式の100%を所有することとなる予定です。

なお、対象者が2024年11月13日付で公表した「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」(以下「対象者プレスリリース」といいます。)によれば、対象者は、同日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議を行ったとのこととです。

上記対象者における本公開買付けに対する意見及び意思決定の過程については、対象者プレスリリース及び下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

対象者は、1965年4月、船木氏が神奈川県藤沢市長後で、一般住宅の板金工事を目的として、船木板金工業を創業したことに始まり、1971年4月、建築板金の施工、屋根材の製造販売等を目的として、資本金310万円で船木鉄板株式会社を神奈川県藤沢市下土棚に設立したとのこととです。その後、1975年11月に元旦ビューティ工業株式会社に商号を変更し、1993年10月、日本証券業協会(旧東京証券取引所JASDAQ(スタンダード))に株式を店頭登録したとのこととです。現在は2022年4月に行われた東京証券取引所の市場区分見直しに伴い東京証券取引所スタンダード市場に移行したとのこととです。

本書提出日現在、対象者は、金属屋根製品等を開発・製造し、販売代理店等を通じて製品の販売を行うほか、対象者製品等を使用した屋根施工請負を行っているとのこととです。

対象者は、顧客に信頼され喜ばれる製品を提供し、地球環境の保全に努め、広く社会に貢献し、健全性と公共性の高い経営を進めることを経営理念としているとのことです。

また、対象者が2024年6月28日に提出した第54期有価証券報告書によれば、対象者は、1965年の創業以来、毛細管現象による雨漏りを防止し、特許を取得した金属横葺き屋根「ビューティルーフ」をはじめとした金属屋根のパイオニアとして、高機能で美しく、革新的な技術を次々と生み出してきたとのことです。対象者は、継続した成長を支える経営基盤の強化として、たゆまぬ技術開発と優れた生産力でオンリーワンの製品を生み出し、技術力を前面に出した営業を行うことで顧客のニーズに合った迅速な提案・織込みを受注獲得につなげ、高い施工技術で施主や顧客の期待を超える満足を提供し続けることを目指しているとのことです。

そのために生産・デリバリー体制の効率化、技術開発のための基盤強化、販売代理店と施工元旦会(注)との連携強化、長期的な社員の育成と組織力の強化、業務見直しとITインフラ強化による効率化とスピードアップに向けて取組を実施していくとのことです。

(注) 「施工元旦会」とは、対象者の施工を担っている取引先集団のことを指すとのことです。

昨今、建設資材の価格上昇及び人材不足等を背景に対象者を取り巻く競争環境はより厳しくなっていると認識しております。このような状況下において、船木氏は、非公開化を選択することで所有と経営を一定の範囲で一致させ、迅速な意思決定の下、短期的な業績に捉われない各種の投資を実行することで更なる企業価値向上を達成できるものと考えております。具体的には、船木氏は、以下の施策を実施することが必要であると考えております。

(A) 住宅事業の拡大

対象者における公共物件の金属屋根施工案件は縮小傾向にあり、今後は新たな収益源を確保する必要があると認識しております。そのような事業環境下において、船木氏は、対象者の戦略にも掲げている一般住宅の施工案件におけるシェア拡大を加速させる必要があると考えており、新築施工案件で既に取引関係のある大手住宅メーカーや地場の工務店との連携強化が不可欠であると認識しております。大手住宅メーカーは新築施工のみならず、屋根の改修を含む収益性の高いリフォーム施工案件にも注力している現状を踏まえ、対象者の住宅事業(新築及びリフォーム)を拡大・強化することで更なる付加価値向上に繋がり、他社との差別化及び大手住宅メーカーなどとの連携強化を達成できるものと考えております。船木氏は、金属屋根メーカーとしての新製品・工法の研究開発や施工管理者の育成に対して先行して資本を集中的に投下していくことにより、対象者の住宅事業の付加価値向上を行いつつ、職人不足などの業界の課題を解決することで、中長期的に住宅向け屋根製品・改修事業を主要なセグメントの一つとして育成することを計画しております。一方で、特に新製品・工法の研究開発は、成果が出るかは不確定であり、成果が出て投資が回収できるまでには相応の期間を要することが想定されます。そのため、先行投資によって短期的には利益水準やキャッシュ・フローの悪化を招く可能性を否定できないことから、上記施策を実施するためには非公開化を選択する必要があると考えております。上記のとおり、上記施策の実施は、相応のリスクが発生すると想定されるものの、中長期的には対象者の企業価値向上に寄与するものと考えております。

(B) 海外展開の強化

対象者における現状の海外施工案件は、国内の施工技術者を派遣し、現地の職人に屋根施工を指導、技術移転を進める方式を採用していると認識しております。対象者は、1981年のスリランカ国会議事堂の施工を皮切りに、要請に応じて海外の大使館や領事館、博覧会などの屋根施工案件を手掛けてきたと認識しております。

今後は、国内の人口減少による物件の減少や屋根板金職人の減少などに対応していくために、経済のグローバル化が進む中で更なる海外展開の強化が必要であると考えております。特に成長著しい新興国市場での展開などを迅速に実行していくことが対象者の成長につながると考えております。

国外から人材を採用し、国内で育成を行うことで、将来的には現地で対象者製品を普及させるための拠点設置も視野に入れた柔軟な事業展開により、グローバルニッチトップ企業として成長していくことを計画しております。

海外展開に向けて、国内で活躍する専門の屋根板金職人の技術やノウハウを各現地で根付かせるために必要となる海外人材の育成や、海外進出のため現地マーケティング、地域特性に合わせた製品の改良や開発など、各地での事業を軌道に乗せるための多額の先行投資が発生し、短期的には対象者の利益水準やキャッシュ・フローの悪化を招く可能性があるとともに、期待する収益を生み出すまでに相応の期間を要すると見込まれることから、上記施策を実施するためには非公開化を選択する必要があると考えております。上記のとおり、上記施策の実施は、相応のリスクが発生すると想定されるものの、中長期的には対象者の企業価値向上に寄与するものと考えております。

(C) 組織改革及び人的投資

住宅事業の拡大や海外展開を強化する上で、人的リソースへの投資及び組織改革が必要不可欠であると認識しております。現在の対象者の組織体制下においては製造部門と工事部門が同一のセグメント内に混在しておりますが、今後は迅速で機動的な意思決定を可能とする観点、それぞれの業務適正に応じた適切な労務管理を実施する観点等からHD化や分社化等を実施していきたいと考えております。非公開化を選択することで経済変化や顧客のニーズ、技術革新の動きに合わせた適切な事業形態や組織変化を迅速に実行し、経営人材を育成するとともに、優秀な社員に対しては裁量を与える組織運営にしていく必要があると考えております。

以上のとおり、船木氏は、上記(A)乃至(C)の各種施策を推進することで、対象者の中長期的な企業価値向上を見込むことができる一方で、上記の各施策を推進していくにあたっては、経営資源を集中的に投下する必要があり、多額の先行投資が発生することから、一時的に利益及びキャッシュ・フローが悪化する可能性は否定できず、短期的には対象者の業績や財務状況に大きな影響を与えるリスクがあり、対象者が上場を維持したまま各施策を実施した場合には、資本市場から十分な評価を得ることができず、対象者株式の株価が下落し、株式価値を毀損する可能性があると考えました。

また、船木氏としては、対象者は、1993年10月に日本証券業協会(旧東京証券取引所JASDAQ(スタンダード))に株式を店頭登録して以来、知名度の向上、社会的な信用の向上等、上場会社として様々なメリットを享受してまいりましたが、対象者は金融機関との間で長期的な取引により良好な関係を築けており、対象者における設備投資等の資金需要を満たすために必要な資金について、間接金融を通じて資金調達を行うことが可能であると想定されるため、エクイティ・ファイナンスの活用による資金調達の必要性は当面見込まれていないこと、さらには、1965年の創業から長期間にわたって積み上げてきた実績により、企業・製品のブランド力やお取引先様に対する信用力は既に確保できていると考えることから、人材の採用の面やお取引先様との取引の継続の面から見ても上場廃止による悪影響は見込まれず、対象者が上場を維持する必要性や上場を維持することにより享受できるメリットは相対的に低下している状況になっていると考えました。

さらに、対象者において株式の上場を維持するために必要な費用(有価証券報告書等の継続的な情報開示に要する費用、監査費用、株主総会の運営や株主名簿管理人への事務委託に要する費用等)その他の人的・経済的成本は近年増加しており、今後も、かかるコストが対象者の経営上の更なる負担となる可能性も否定できないと認識しております。

このようなことから、船木氏は、対象者株式を非公開化することが対象者の企業価値向上のために最も有効な手段であるという考えに至りました。

また、船木氏は、対象者株式の非公開化にあたっては、第三者ではなく、対象者の事業内容を熟知している対象者の創業者であり代表取締役会長である船木氏が代表取締役社長を務める公開買付者自身がマネジメント・バイアウト(MBO)を実施し、対象者の所有と経営を一体化させた上で上記施策を迅速かつ積極的に実行していくことが対象者にとって最善であると考えに至りました。

以上を踏まえ、船木氏は、対象者の中長期的かつ持続した企業価値の向上に向けた戦略的施策を検討する中、2024年2月下旬から、対象者株式の非公開化について、具体的な検討を開始しました。そして、船木氏は、本取引に関して検討するにあたり、2024年8月上旬にファイナンシャル・アドバイザーとしてSMB C日興証券株式会社(以下「SMB C日興証券」といいます。))を、リーガル・アドバイザーとして岩田合同法律事務所を、それぞれ選任いたしました。そして、船木氏は、2024年8月26日、対象者に対して、対象者株式の非公開化に関する提案書(以下「本提案書」といいます。))を提出いたしました。

その後、船木氏は、2024年9月6日に対象者から、本取引の提案を検討するための特別委員会(以下「本特別委員会」といいます。))を設置し、本取引の実施に向けた協議・交渉に応じる旨の連絡を受けました。その後、船木氏は、2024年9月中旬から10月下旬まで対象者に対する財務・税務及び法務デュー・ディリジェンスを実施しました。そして、船木氏は、対象者が2025年3月期の期末配当を行わないことを前提として本取引の諸条件等について具体的な検討を進め、2024年10月9日、対象者の事業及び財務に関する多面的かつ総合的な分析結果を踏まえて、対象者及び本特別委員会に対し、本公開買付価格を1株当たり1,900円(2024年10月8日の対象者株式の終値1,635円に対して16.21%(小数点以下第三位を四捨五入。以下、プレミアムの計算において同じです。))、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値1,590円(小数点以下を四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同じです。))に対して19.50%、同過去3ヶ月間の終値の単純平均値1,617円に対して17.50%、同過去6ヶ月間の終値の単純平均値1,660円に対して14.46%のプレミアムをそれぞれ加えた価格です。))とする旨の初回の価格提案書を提出いたしました。その後、2024年10月10日、対象者及び本特別委員会より、対象者のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である株式会社J-TAPアドバイザリー(以下「J-TAP」といいます。))が行った対象者株式価値の試算結果や、近年の非公開化事例におけるプレミアム割合の水準等を踏まえると、本公開買付価格として提案した1,900円は対象者の少数株主の利益に配慮した金額としては十分ではないという判断に至ったとして、再検討の要請を受けました。これを受け、船木氏は、2024年10月22日、対象者及び本特別委員会に対し、本公開買付価格を1株当たり1,950円(2024年10月21日の対象者株式の終値1,534円に対して27.12%、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値1,595円に対して22.26%、同過去3ヶ月間の終値の単純平均値1,609円に対して21.19%、同過去6ヶ月間の終値の単純平均値1,641円に対して18.83%のプレミアムをそれぞれ加えた価格です。))とする旨の再提案を実施しました。その後、2024年10月23日、対象者及び本特別委員会より、引き続き、対象者のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるJ-TAPが行った対象者株式価値の試算結果や、近年の非公開化事例におけるプレミアム割合の水準等を踏まえると、本公開買付価格として提案した1,950円は対象者の少数株主の利益に配慮した金額としては十分ではないという判断に至ったとして、再検討の要請を受けました。これを受け、船木氏は、2024年10月29日、対象者及び本特別委員会に対し、本公開買付価格を1株当たり2,000円(2024年10月28日の対象者株式の終値1,532円に対して30.55%、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値1,587円に対して26.02%、同過去3ヶ月間の終値の単純平均値1,600円に対して25.00%、同過去6ヶ月間の終値の単純平均値1,631円に対して22.62%のプレミアムをそれぞれ加えた価格です。))とする旨の再提案を実施しました。その後、2024年10月31日、対象者及び本特別委員会より、対象者のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるJ-TAPが行った対象者株式の本源的価値を示すディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。))による試算結果に照らして合理的な水準にあるとは言い切れず、プレミアム割合の水準としても十分とはいえないことから、本公開買付価格として提案した2,000円は対象者の少数株主の利益に配慮した金額としては十分ではないという判断に至ったとして、再検討の要請を受けました。これを受け、船木氏は、2024年11月5日、対象者及び本特別委員会に対し、本公開買付価格を1株当たり2,020円(2024年11月1日の対象者株式の終値1,501円に対して34.58%、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値1,569円に対して28.74%、同過去3ヶ月間の終値の単純平均値1,593円に対して26.80%、同過去6ヶ月間の終値の単純平均値1,627円に対して24.15%のプレミアムをそれぞれ加えた価格です。))とする旨の再提案を実施しました。その後、2024年11月7日、対象者及び本特別委員会より、可能な限り対象者の少数株主の利益に配慮する必要があることから、対象者のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるJ-TAPが行ったDCF法による上記試算結果の中央値を超え、かつ、本特別委員会が合理的と考えるプレミアム割合の水準が付された金額である1株当たり2,120円を本公開買付価格とする旨の提案を受けました。これを受け、船木氏は、2024年11月7日、対象者及び本特別委員会に対し、本公開買付価格を1株当たり2,040円(2024年11月6日の対象者株式の終値1,455円に対して40.21%、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値1,543円に対して32.21%、同過去3ヶ月間の終値の単純平均値1,594円に対して27.98%、同過去6ヶ月間の終値の単純平均値1,623円に対して25.69%のプレミアムをそれぞれ加えた価格です。))とする旨の再提案を実施しました。その後、2024年11月8日、対象者及び本特別委員会より、可能な限り対象者の少数株主の利益に配慮する必要があることから、対象者のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるJ-TAPが行ったDCF法に

よる上記試算結果の中央値を超え、かつ、本特別委員会が合理的と考えるプレミアム割合の水準が付された金額である1株当たり2,100円を本公開買付価格とする旨の強い意向が示されました。これを受け、船木氏は、2024年11月11日、対象者及び本特別委員会に対し、本公開買付価格を1株当たり2,080円(2024年11月8日の対象者株式の終値1,506円に対して38.11%、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値1,525円に対して36.39%、同過去3ヶ月間の終値の単純平均値1,593円に対して30.57%、同過去6ヶ月間の終値の単純平均値1,618円に対して28.55%のプレミアムをそれぞれ加えた価格です。)とする旨の再提案を実施しました。その後、船木氏は、2024年11月12日、対象者及び本特別委員会より、正式な意思決定は対象者取締役会で承認されるという前提の下、本公開買付価格を1株当たり2,080円とすることを内諾する旨の回答を受けました。

以上の協議及び交渉を経て、公開買付者は、2024年11月13日、本公開買付価格を2,080円とし、本取引の一環として本公開買付けを開始することを決定いたしました。

対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

対象者は、上記「本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、船木氏から、2024年8月26日付で本提案書が提出されたことを踏まえ、本取引に関する具体的な検討を開始したとのことです。

対象者は、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」に記載のとおり、本公開買付けがマネジメント・パイアウト(MBO)のための本取引の一環として行われるものであり、構造的な利益相反の問題が存在すること等を踏まえ、本公開買付価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するため、本取引と同種の取引である、いわゆるマネジメント・パイアウト(MBO)を含む非公開化を想定した公開買付け事例に関する公表内容等を踏まえ、独立性及び専門性・実績等を検討の上、2024年9月5日開催の対象者取締役会決議により、公開買付者、本不応募合意株主及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーとしてシティユーワ法律事務所を、公開買付者、本不応募合意株主及び対象者から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてJ-TAPを、それぞれ選任するとともに、公開買付者、本不応募合意株主及び対象者から独立した、外部の有識者を含む委員(対象者の社外取締役兼独立役員である山下和哉氏(弁護士)、対象者の社外取締役兼独立役員である杉田明氏(社会保険労務士)、及びM&A業務に従事する専門家として本取引の検討を行う専門性・適格性を有すると考えられる外部の有識者である岡裕信氏(税理士、クライム・ヒル株式会社 代表取締役)の3名)によって構成される本特別委員会(本特別委員会の具体的な活動内容等については、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。)を設置することにより本取引に係る検討体制を構築し、2024年9月6日、船木氏に対し、本取引の実施に向けた協議・交渉に応じる旨の連絡を行ったとのことです。

なお、対象者は、シティユーワ法律事務所の助言を得つつ、本特別委員会の委員の候補者の独立性及び適格性等についても確認を行い、本特別委員会の委員の候補者が、公開買付者、本不応募合意株主及び対象者から独立性を有すること、並びに本取引の成否に関して少数株主とは異なる重要な利害関係を有していないことを確認した上で、本特別委員会の委員を選定しているとのことです。また下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、本特別委員会は、2024年9月12日、本特別委員会において、対象者のリーガル・アドバイザーであるシティユーワ法律事務所並びに対象者のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるJ-TAPについて、その独立性及び専門性・実績等に問題がないことを確認の上、その選任について承認しているとのことです。

また、対象者は、下記「４ 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「 対象者における独立した検討体制の構築」に記載のとおり、2024年8月26日付で船木氏から本提案書を受領して以降、公開買付者及び本不応募合意株主から独立した立場で、本取引に係る検討、交渉及び判断を行うための体制(本取引に係る検討、交渉及び判断に關与する対象者の役職員の範囲及びその職務を含みます。)を対象者の社内に構築するとともに、2024年9月12日、かかる検討体制に独立性・公正性の観点から問題ないことについて本特別委員会の承認を受けているとのことです。

上記の体制のもと、対象者は、本取引の目的を含む本公開買付けの概要、本取引が対象者に与える影響、本取引後の経営方針の内容や足元の株価動向を踏まえ、公開買付者から受けた本公開買付価格の提案内容を適時に本特別委員会に共有し、対象者の少数株主の利益に配慮する観点から、対象者としての交渉方針に係る本特別委員会からの意見を受け、また、J-TAPから対象者株式の株式価値の算定結果に関する報告、公開買付者との交渉方針に関する助言その他の財務的見地からの助言を受けるとともに、シティユーワ法律事務所から本取引における手続の公正性を確保するための対応についての法的助言を受け、これらを踏まえ、以下のとおり、公開買付者との間で、2024年11月中旬まで複数回に亘る協議・交渉を行ったとのことです。

具体的には、対象者は、2024年9月20日に本特別委員会を通じて船木氏に対するインタビューを実施し、本取引の背景(本取引に係る提案を上記の時期に行うに至った背景を含みます。)、経緯、非公開化の必要性、目的及び効果等、本取引後の経営方針、本取引のスキーム、本取引における諸条件等について、確認を行ったとのことです。

また、本公開買付価格については、対象者及び本特別委員会は、2024年10月9日、船木氏より、本公開買付価格を1,900円(2024年10月8日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値1,635円に対して16.21%、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値1,590円に対して19.50%、同過去3ヶ月間の終値の単純平均値1,617円に対して17.50%、同過去6ヶ月間の終値の単純平均値1,660円に対して14.46%のプレミアムがそれぞれ加えられた価格です。)とする旨の初回の提案を受けたとのことです。J-TAPによる対象者株式の株式価値の試算結果や、近年のスクイーズアウトを前提とした公開買付けの事例におけるプレミアム割合の水準(具体的な水準については下記(b)の注記をご参照ください。以下同じです。)と乖離があること等を踏まえると、可能な限り対象者の少数株主の利益に配慮する観点から、当該提案価格で応諾するのではなく、より高い買付価格を要請することが適切である旨の本特別委員会の意見等を踏まえ、2024年10月10日付の対象者と本特別委員会の連名の書面をもって、公開買付者に対し、本公開買付価格の再検討を要請したとのことです。その後、対象者及び本特別委員会は、2024年10月22日、船木氏より、本公開買付価格を1株当たり1,950円(2024年10月21日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値1,534円に対して27.12%、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値1,595円に対して22.26%、同過去3ヶ月間の終値の単純平均値1,609円に対して21.19%、同過去6ヶ月間の終値の単純平均値1,641円に対して18.83%のプレミアムをそれぞれ加えた価格です。)とする旨の再提案を受けましたが、J-TAPによる対象者株式の株式価値の試算結果や、近年のスクイーズアウトを前提とした公開買付けの事例におけるプレミアム割合の水準等を踏まえると、対象者の少数株主の利益に配慮した金額としては十分ではなく、より高い買付価格の提示を再要請することが適切である旨の本特別委員会の意見等を踏まえ、2024年10月23日付の対象者と本特別委員会の連名の書面をもって、公開買付者に対し、本公開買付価格の再検討を要請したとのことです。その後、対象者及び本特別委員会は、2024年10月29日、船木氏より、本公開買付価格を1株当たり2,000円(2024年10月28日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値1,532円に対して30.55%、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値1,587円に対して26.02%、同過去3ヶ月間の終値の単純平均値1,600円に対して25.00%、同過去6ヶ月間の終値の単純平均値1,631円に対して22.62%のプレミアムをそれぞれ加えた価格です。)とする旨の再提案を受けましたが、J-TAPによる対象者株式の株式価値の試算結果や、近年のスクイーズアウトを前提とした公開買付けの事例におけるプレミアム割合の水準等を踏まえると、対象者の少数株主の利益に配慮した金額としては十分ではなく、より高い買付価格の提示を再要請することが適切である旨の本特別委員会の意見等を踏まえ、2024年10月31日付の対象者と本特別委員会の連名の書面をもって、公開買付者に対し、本公開買付価格の再検討を要請したとのことです。その後、対象者及び本特別委員会は、2024年11月5日、船木氏より、本公開買付価格を1株当たり2,020円(2024年11月1日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値1,501円に対して34.58%、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値1,569円に対して28.74%、同過去3ヶ月間の終値の単純平均値1,593円に対して26.80%、同過去6ヶ月間の終値の単純平均値1,627円に対して24.15%のプレミアムをそれぞれ加えた価格です。)とする旨の再提案を受けましたが、J-TAPによる対象者株式の株式価値の試算結果や、近年のスクイーズアウトを前提とした公開買付け

の事例におけるプレミアム割合の水準等を踏まえると、対象者の少数株主の利益に配慮した金額としては十分ではなく、対象者としての説明責任を果たす観点から、() J - T A P から示された対象者株式の本源的価値を示す D C F 法による試算結果の中央値を超え、かつ、() 本特別委員会が合理的と考えるプレミアム割合の水準が付された金額として、本公開買付価格を2,120円とする提案をすべきある旨の本特別委員会の意見等を踏まえ、2024年11月7日付の対象者と本特別委員会の連名の書面をもって、公開買付者に対し、本公開買付価格を2,120円とする旨の提案をしたとのことです。その後、対象者及び本特別委員会は、2024年11月7日、船木氏より、本公開買付価格を1株当たり2,040円(2024年11月6日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値1,455円に対して40.21%、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値1,543円に対して27.98%、同過去3ヶ月間の終値の単純平均値1,594円に対して27.98%、同過去6ヶ月間の終値の単純平均値1,623円に対して25.69%のプレミアムをそれぞれ加えた価格です。)とする旨の再提案を受けたとのことです。J - T A P による対象者株式の株式価値の試算結果や、近年のスクイーズアウトを前提とした公開買付けの事例におけるプレミアム割合の水準等を踏まえると、対象者の少数株主の利益に配慮した金額としては十分ではなく、対象者としての説明責任を果たす観点から、() J - T A P から示された対象者株式の本源的価値を示す D C F 法による試算結果の中央値を超え、かつ、() 本特別委員会が合理的と考えるプレミアム割合の水準が付された金額として、本公開買付価格を2,100円とする旨の強い意向を示すべきであるとの本特別委員会の意見等を踏まえ、2024年11月8日付の対象者と本特別委員会の連名の書面をもって、公開買付者に対し、本公開買付価格を2,100円とする旨の強い意向を示す回答をしたとのことです。その後、対象者及び本特別委員会は、2024年11月11日、船木氏より、本公開買付価格を1株当たり2,080円(2024年11月8日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値1,506円に対して38.11%、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値1,525円に対して36.39%、同過去3ヶ月間の終値の単純平均値1,593円に対して30.57%、同過去6ヶ月間の終値の単純平均値1,618円に対して28.55%のプレミアムをそれぞれ加えた価格です。)とする旨の再提案を受けたとのことです。当該提案を受けて、本公開買付価格に係る公開買付者との交渉の経緯等を踏まえれば、公開買付者からの当該提案を内諾することには一定の合理性がある旨の本特別委員会による意見等を踏まえ、もって、対象者は、公開買付者に対し、最終的な意思決定は2024年11月13日に開催される対象者取締役会での決議によることを前提として、本公開買付価格を2,080円とすることに内諾する旨を連絡したとのことです。

さらに、対象者は、リーガル・アドバイザーであるシティユーワ法律事務所から、本取引に関する諸手続を含む対象者取締役会の意思決定の方法及び過程その他の留意点について、必要な法的助言を受けるとともに、本特別委員会から2024年11月12日付で答申書(以下「本答申書」といいます。)の提出を受けたとのことです(本答申書の概要については、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。)。その上で、対象者は、リーガル・アドバイザーであるシティユーワ法律事務所から受けた法的助言及び第三者算定機関である J - T A P から2024年11月12日付で取得した株式価値算定書(以下「本株式価値算定書」といいます。)の内容を踏まえつつ、本特別委員会から提出された本答申書の内容を最大限に尊重しながら、本取引により対象者の企業価値の向上を図ることができるか、本公開買付価格を含む本取引の諸条件は妥当なものか等の観点から慎重に協議・検討を行ったとのことです。その結果、対象者は、以下の点等を踏まえると、本取引を通じて対象者株式を非公開化することが、対象者の企業価値の向上に資するものであるとの判断に至ったとのことです。

すなわち、上記「 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、対象者は、顧客に信頼され喜ばれる製品を提供し、地球環境の保全に努め、広く社会に貢献し、健全性と公共性の高い経営を進めることを経営理念としており、また、継続した成長を支える経営基盤の強化として、たゆまぬ技術開発と優れた生産力でオンリーワンの製品を生み出し、技術力を前面に出した営業を行うことで顧客のニーズに合った迅速な提案・織込みを受注獲得につなげ、高い施工技術で施主や顧客の期待を超える満足を提供し続けることを目指しているとのことです。

もっとも、対象者を取り巻く事業環境については、対象者としても、建設資材の価格上昇及び人材不足等による人件費の上昇を背景に年々厳しくなっていると認識しているとのことです。また、対象者の業績に大きな影響を与えうる公共物件等の大型案件の施工数が全国的に縮小傾向にあることから、今後の新たな収益源の確保が課題であると考えており、従来の金属屋根製品等の開発・製造・販売・施工請負以外の分野、特に対象者の事業と親和性が高く、かつ収益性の高い住宅事業(新築住宅及びリフォーム分野)への進出が必要であると認識しているとのことです。なお、現状、対象者において、製造部門と工事部門が同一セグメント内に混在しており、人材配置の最適化ができていないと認識しているとのことです。今後、新たな事業分野へ進出するためには、分社化等の抜本的な組織改革により事業セグメントや人材配置の最適化を行い、生産性の向上及び人件費の抑制を図り、競争力を高めることが不可欠であると認識しているとのことです。

このような中、対象者は、船木氏から、本取引の協議・交渉の過程において、上記「 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、(A)住宅事業の拡大、(B)海外展開の強化、(C)組織改革及び人的投資といった具体的な施策を企図している旨の説明を受け、これを慎重に検討した結果、対象者としても、これらの施策は、上記のような厳しい事業環境に柔軟に対応していくために対象者として積極的に推進していくべき施策であり、ひいては対象者の中長期的な企業価値の向上に資するものであると考えるに至ったとのことです。

しかしながら、上記の各施策は、中長期的に見れば対象者の企業価値向上が期待されるものの、即時に対象者の業績に貢献できるものではなく、その実現に向けて相当の期間を要することが想定されるほか、対象者の限られた人的資源を新たな事業分野に投入するとともに、分社化等の抜本的な組織改革、設備や社内システム等の各種の先行投資が発生することから、一時的に利益及びキャッシュ・フローが悪化する可能性が否定できず、短期的には対象者の業績や財務状況に悪影響を与えるリスクがあり、資本市場から十分な評価が得られず、対象者の株主の皆様に対して、対象者株式の市場株価の下落といった不利益を与えるおそれが懸念され、対象者株式の上場を維持したまま各施策を実施することは難しいと考えているとのことです。一方で、本取引により、対象者株式を非公開化することで、長期的な視点で船木氏からの提案にあるような施策の実行に取り組むことが可能となると考え、本取引の実行は対象者の企業価値向上の観点からもメリットがあると考えているとのことです。

以上を踏まえ、対象者としても、対象者の株主の皆様に対して発生する可能性がある上記の不利益を回避しつつ、中長期的な視点から対象者の企業価値を向上させるためには、マネジメント・バイアウト(MBO)の手法により対象者株式を非公開化し、短期的な株式市場からの評価にとらわれずに各施策に迅速かつ果敢に取り組むことができる経営体制を構築することが必要であると考えているとのことです。そして、上記の各施策を効率的に実施するためには、対象者の事業内容及び事業環境を熟知している対象者の代表取締役会長である船木氏が代表取締役を務める公開買付者によって対象者株式を非公開化し、同氏が対象者の経営と支配の双方を担うことには合理性があると判断したとのことです。なお、公開買付者は、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、最終的に公開買付者が対象者の唯一の株主となることを予定しており、かかる目的を達成する手段として、本スクイズアウト手続の完了後、公開買付者を株式交換完全親会社、対象者を株式交換完全子会社とする本株式交換を行う予定ですが、対象者は、本スクイズアウト手続の完了時点で対象者の株主(但し、対象者を除きます。)が公開買付者及び本不応募合意株主のみとなる予定であることを踏まえると、その後に本株式交換の実施によって対象者の株主を公開買付者のみとすることも、対象者の中長期的な企業価値の向上の観点から特段不合理なものではないと考えているとのことです。

また、対象者株式の非公開化により、対象者株式の上場を維持するために必要な費用(有価証券報告書等の継続的な情報開示に要する費用、監査費用、株主総会の運営や株主名簿管理人への事務委託に要する費用等)を削減することができ、かつ、上場会社として必要となる管理部門の維持のための費用その他のコスト等、対象者株式の上場を維持することによるその他の経営負担も軽減され、より一層、事業成長への経営資源の集中を図ることも可能になると考えているとのことです。なお、上場廃止に伴うデメリットとしては、資本市場から資金調達を行うことができなくなるもののほか、知名度や社会的信用の向上といった上場会社として享受してきたメリットを享受できなくなることが一般的に挙げられるとのことです。対象者としては、金融機関との間で長期的な取引により良好な関係を築けており、また、対象者における設備投資等の資金需要を満たすために必要な資金について、間接金融を通じて資金調達を行うことが可能であると想定されるため、エクイティ・ファイナンスの活用による資金調達の必要性は当面想定していないこと、また、長年にわたる実績や取引先との関係を通じて対象者及び対象者製品のブランド力や社会的信用力は既に確立できていると考えていることから、対象者株式の上場廃止による特段のデメリットは想定していないとのことです。

また、対象者は、以下の点等を踏まえると、本公開買付価格(2,080円)及び本公開買付けに係るその他の諸条件は対象者の株主の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して、合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断したとのことです。

(a)本公開買付価格が、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載されているJ-TAPによる対象者株式の株式価値の算定結果のうち、市場株価法に基づく算定結果のレンジの上限値を上回る価格であり、また、DCF法に基づく算定結果のレンジの範囲内であり、かつ割引率の中央値を用いた算定結果を上回る価格であることが認められ、合理的な水準にあると評価できる。

(b)本公開買付価格が、本公開買付けの公表日の前営業日である2024年11月12日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値1,508円に対して37.93%、2024年11月12日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値1,520円に対して36.84%、直近3ヶ月間の終値単純平均値1,593円に対して30.57%、直近6ヶ月間の終値単純平均値1,614円に対して28.87%のプレミアムがそれぞれ加えられた価格であり、他社の類似取引事例におけるプレミアム割合の平均値(注)と比較すると、直近3ヶ月間の終値単純平均値及び直近6ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアム水準において下回るものの、公表日の前営業日の終値及び公表日の前営業日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアム水準において上回ることに鑑みると、本公開買付価格に付されたプレミアムは、他社の類似取引事例との比較において合理的な水準であると認められることから、相応のプレミアムが付されていると評価できる。

(注) 経済産業省が「公正なM&Aの在り方に関する指針」を公表した2019年6月28日以降、2024年9月30日までの間に公表された非公開化を目的とした公開買付けの事例(上場廃止前提、かつ、マネジメント・バイアウト(MBO)に係る公開買付けの事例のうち、公表日の前営業日の終値がPBR1.0以上であった事例)31件における、公表日前営業日の終値、並びに直近1ヶ月間、直近3ヶ月間及び直近6ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアムの平均値は、順に30.92%、33.12%、35.55%、36.21%です。

(c)下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」に記載の利益相反を回避するための措置が採られていること等、対象者の少数株主の利益への配慮がなされていると認められること。

(d)本公開買付価格が、上記利益相反を回避するための措置が採られた上で、対象者と公開買付者との間で真摯かつ継続的に協議・交渉が行われた上で決定された価格であること。

(e)本特別委員会が、対象者から適時に交渉状況の報告を受け、対象者の交渉方針に関して意見、指示、要請等を行うこと等により、取引条件に係る交渉過程に実質的に関与した上で、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、本答申書において、本公開買付価格を含む本取引の条件は妥当なものであると考えられる旨の意見が示されていること。

以上より、対象者は、2024年11月13日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議したとのことです。上記取締役会における決議の方法につきましては、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

本公開買付け後の経営方針

本取引は、いわゆるマネジメント・バイアウト(MBO)に該当し、舩木氏は、本取引後も継続して代表取締役会長として対象者の経営にあたることを予定しており、上記「本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、(A)対象者の住宅事業(新築及びリフォーム)を拡大・強化し、中長期的に住宅向け屋根製品・改修事業を主要なセグメントの一つとして育成すること、(B)将来的には現地で対象者製品を普及させるための拠点設置も視野に入れた柔軟な事業展開により、グローバルニッチトップ企業として成長していくこと、(C)経済変化や顧客のニーズ、技術革新の動きに合わせた適切な事業形態や組織変化を迅速に実行し、経営人材を育成するとともに、優秀な社員に対しては裁量を与える組織運営を行うことといった経営施策を推進する予定です。なお、本取引後も対象者の現在の経営体制を維持することを基本方針としておりますが、公開買付者は、本書提出日現在、対象者のその他の取締役との間で、本取引後の役員就任や処遇について何らの合意も行っておらず、本取引後の対象者の役員構成を含む経営体制については、本取引後、対象者と協議しながら決定していく予定です。

(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

公開買付者及び対象者は、本公開買付けを含む本取引がいわゆるマネジメント・バイアウト(MBO)の一環として行われるものであり、構造的な利益相反の問題が存在すること等を踏まえ、本公開買付価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するため、以下の措置を実施いたしました。なお、公開買付者は、本公開買付けにおいて、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)の買付予定数の下限を設定すると、本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けに応募することを希望する対象者の少数株主の利益に資さない可能性もあるものと考え、本公開買付けにおいて「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)の買付予定数の下限は設定しておりません。もっとも、公開買付者及び対象者において、本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として、以下の乃至の措置を実施していることから、対象者の少数株主の利益には十分な配慮がなされていると考えております。また、以下の記載のうち、対象者において実施した措置については、対象者から受けた説明に基づくものです。

対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得

対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

対象者における独立した検討体制の構築
本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

以上の詳細については、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」をご参照ください。

(4) 本公開買付けに関する重要な合意

本不応募契約

公開買付者は、本不応募合意株主との間で、2024年11月13日付で、それぞれ、本不応募契約を締結しております。本不応募契約において、本不応募合意株主は、本不応募合意株式(合計所有株式数：1,620,800株、合計所有割合：42.83%)の全てについて本公開買付けに応募しないことを合意しております。

本不応募契約の概要は以下のとおりです。

- () 本不応募合意株主は、本公開買付けの成立後に、公開買付者の要請に基づき、対象者において、本株式併合の議案、並びに本株式併合の効力が発生することを停止条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款変更の議案が株主総会に付議された場合、当該株主総会において、本不応募合意株主が所有する対象者株式に係る議決権の全てについて、これらの議案に賛成する旨の議決権を行使することに同意し、かつ、かかる同意を撤回しない。
- () 本不応募合意株主は、上記()の本株式併合及び定款変更の完了後、本株式交換の議案が対象者の株主総会に付議された場合、当該株主総会において、本不応募合意株主が所有する対象者株式に係る議決権の全てについて、当該議案に賛成する旨の議決権を行使することに同意し、かかる同意を撤回しない。
- () 本不応募合意株主は、公開買付者が本公開買付け及び本株式併合に伴う資金調達のために金融機関との間で締結する契約(金銭消費貸借契約及び関連する担保契約を含みますが、これらに限られません。以下「本貸付関連契約」といいます。)の存在を認識した上で、本貸付関連契約の義務の履行又は遵守のために必要となる事項について、自らが契約当事者となる担保契約を締結することを含めて公開買付者に合理的に必要な協力をするものとし、公開買付者が、本貸付関連契約の履行又は遵守のために自ら又は対象者若しくはその子会社をして実施する事項について異議を述べない。

(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)

公開買付者は、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けが成立したものの、公開買付者が対象者株式(但し、本不応募合意株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。)の全てを取得できなかった場合には、本公開買付け成立後、以下の方法により、本スクイズアウト手続を実施することを予定しております。

具体的には、公開買付者は、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第180条に基づき対象者株式の併合(以下「本株式併合」といいます。)を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)の開催を対象者に要請する予定です。なお、公開買付者は、対象者の企業価値向上の観点から、本臨時株主総会をできるだけ早期に開催することが望ましいと考えており、本公開買付けの決済の開始日以降の近接する日が本臨時株主総会の基準日となるように、対象者に対して本公開買付けの買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)中に基準日設定公告を行うことを要請する予定です。対象者は、公開買付者からかかる要請を受けた場合には、かかる要請に応じる予定とのことです。なお、公開買付者及び本不応募合意株主は、本臨時株主総会において上記議案に賛成する予定です。

本臨時株主総会において本株式併合の議案についてご承認をいただいた場合には、本株式併合がその効力を生ずる日において、対象者の株主は、本臨時株主総会においてご承認をいただいた本株式併合の割合に応じた数の対象者株式を所有することとなります。本株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、端数が生じた対象者の株主に対して、会社法第235条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数(合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。以下同じです。)に相当する対象者株式を対象者又は公開買付者に売却することによって得られる金銭が交付されることとなります。当該端数の合計数に相当する対象者株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様(公開買付者、本不応募合意株主及び対象者を除きます。)に交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該株主の皆様が所有していた対象者株式の数に乗じた価格と同一となるよう設定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行うことを対象者に要請する予定です。なお、本不応募合意株主は、本株式併合の結果、その所有する対象者株式の数に1株に満たない端数が生じ、その端数株式の対価として対象者から金銭を受領した場合、当該金銭の全額(但し、公租公課等及び合理的な諸経費は控除します。)を公開買付者に再出資することを予定しております。また、対象者株式の併合の割合は、本書提出日現在において未定ですが、公開買付者及び本不応募合意株主のみが対象者株式の全て(対象者が所有する自己株式を除きます。)を所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様(公開買付者、本不応募合意株主及び対象者を除きます。)の所有する対象者株式の数が1株に満たない端数となるように決定するよう要請する予定です。対象者は、本公開買付けが成立した場合には、公開買付者によるこれらの要請に応じる予定とのことです。

本株式併合に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、本株式併合により株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、会社法第182条の4及び第182条の5その他の関係法令の定めに従って、対象者の株主の皆様(公開買付者、本不応募合意株主及び対象者を除きます。)は、対象者に対してその所有する株式のうち1株に満たない端数となるものの全部を公正な価格で買い取ることを請求することができる旨及び裁判所に対して対象者株式の価格決定の申立てを行うことができる旨が定められています。

上記のとおり、本株式併合においては、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様(公開買付者、本不応募合意株主及び対象者を除きます。)の所有する対象者株式の数は1株に満たない端数となる予定ですので、本株式併合に反対する対象者の株主の皆様は、上記申立てを行うことができることになる予定です。なお、上記申立てがなされた場合の対象者株式の買取価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。

上記の株式併合の各手続については、関係法令についての改正、施行、当局の解釈等の状況等によっては、実施に時間を要し、又は実施の方法に変更が生じる可能性があります。但し、その場合でも、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様(公開買付者、本不応募合意株主及び対象者を除きます。)に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該各株主に交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者株式の数に乗じた価格と同一になるよう算定する予定です。

以上の場合における具体的な手続及びその実施時期等については、対象者と協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。なお、本公開買付けは、本臨時株主総会における対象者の株主の皆様の賛同を勧誘するものではありません。また、本公開買付けへの応募又は上記の各手続における税務上の取扱いについては、対象者の株主の皆様において自らの責任にて税理士等の専門家にご確認いただきますようお願いいたします。

(6) 上場廃止となる見込み及びその理由

対象者株式は、本書提出日現在、東京証券取引所スタンダード市場に上場されておりますが、公開買付者は本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、東京証券取引所の定める上場廃止基準に従い、対象者株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。

また、本公開買付けの成立時点では当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けの成立後に、上記「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載の本スクイーズアウト手続を実施することを予定しておりますので、当該手続が実施された場合には、東京証券取引所の定める上場廃止基準に従い、対象者株式は、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、上場廃止後は、対象者株式を東京証券取引所において取引することはできません。

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

【届出当初の期間】

買付け等の期間	2024年11月14日(木曜日)から2024年12月25日(水曜日)まで(30営業日)
公告日	2024年11月14日(木曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)

【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

該当事項はありません。

【期間延長の確認連絡先】

該当事項はありません。

(2) 【買付け等の価格】

株券	普通株式1株につき、金2,080円
新株予約権証券	-
新株予約権付社債券	-
株券等信託受益証券 ()	-
株券等預託証券 ()	-
算定の基礎	公開買付者は、本公開買付価格を決定するにあたり、対象者が開示している財務情報等の資料等を踏まえ、対象者の事業及び財務の状況について総合的に分析しました。また、公開買付者は、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果に加え、対象者株式が金融商品取引所を通じて取引されていることから、本公開買付けの公表日の前営業日である2024年11月12日の対象者株式の東京証券取引所スタンダード市場における終値(1,508円)、同日までの過去1ヶ月間、同過去3ヶ月間及び同過去6ヶ月間の終値の単純平均値(1,520円、1,593円及び1,614円)の推移を参考にしました。そして、対象者及び本特別委員会との協議・交渉の結果、対象者取締役会による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、最終的に2024年11月13日、本公開買付価格を2,080円とすることを決定いたしました。 なお、公開買付者は、上記のとおり、諸要素を考慮し、かつ、対象者及び本特別委員会との協議・交渉を経て本公開買付価格を決定していることから、第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオン等は取得しておりません。 本公開買付価格2,080円は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である2024年11月12日の対象者株式の東京証券取引所スタンダード市場における終値1,508円に対して37.93%、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値1,520円に対して36.84%、同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値1,593円に対して30.57%、同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値1,614円に対して28.87%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。また、本公開買付価格2,080円は、本書提出日の前営業日である2024年11月13日の対象者株式の東京証券取引所スタンダード市場における終値1,501円に対して38.57%のプレミアムを加えた価格となります。

算定の経緯

(本公開買付価格の決定に至る経緯)
船木氏は、上記「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「」 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、2024年2月下旬から、対象者株式の非公開化について具体的な検討を開始しました。そして、船木氏は、本取引に関して検討するにあたり、2024年8月上旬にファイナンシャル・アドバイザーとしてSMB C日興証券を、リーガル・アドバイザーとして岩田合同法律事務所を、それぞれ選任いたしました。そして、船木氏は、2024年8月26日、対象者に対して、本提案書を提出いたしました。
その後、船木氏は2024年9月6日に対象者から、本特別委員会を設置し、本取引の実施に向けた協議・交渉に応じる旨の連絡を受けました。その後、船木氏は、2024年9月中旬から10月下旬まで対象者に対する財務・税務及び法務デュー・ディリジェンスを実施しました。そして、船木氏は、対象者が2025年3月期の期末配当を行わないことを前提として本取引の諸条件等について具体的な検討を進め、2024年10月9日、対象者の事業及び財務に関する多面的かつ総合的な分析結果を踏まえて、対象者及び本特別委員会に対し、本公開買付価格を1株当たり1,900円(2024年10月8日の対象者株式の終値1,635円に対して16.21%、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値1,590円に対して19.50%、同過去3ヶ月間の終値の単純平均値1,617円に対して17.50%、同過去6ヶ月間の終値の単純平均値1,660円に対して14.46%のプレミアムをそれぞれ加えた価格です。)とする旨の初回の価格提案書を提出いたしました。その後、2024年10月10日、対象者及び本特別委員会より、対象者のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるJ-TAPが行った対象者株式価値の試算結果や、近年の非公開化事例におけるプレミアム割合の水準等を踏まえると、本公開買付価格として提案した1,900円は対象者の少数株主の利益に配慮した金額としては十分ではないという判断に至ったとして、再検討の要請を受けました。これを受け、船木氏は、2024年10月22日、対象者及び本特別委員会に対し、本公開買付価格を1株当たり1,950円(2024年10月21日の対象者株式の終値1,534円に対して27.12%、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値1,595円に対して22.26%、同過去3ヶ月間の終値の単純平均値1,609円に対して21.19%、同過去6ヶ月間の終値の単純平均値1,641円に対して18.83%のプレミアムをそれぞれ加えた価格です。)とする旨の再提案を実施しました。その後、2024年10月23日、対象者及び本特別委員会より、引き続き、対象者のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるJ-TAPが行った対象者株式価値の試算結果や、近年の非公開化事例におけるプレミアム割合の水準等を踏まえると、本公開買付価格として提案した1,950円は対象者の少数株主の利益に配慮した金額としては十分ではないという判断に至ったとして、再検討の要請を受けました。これを受け、船木氏は、2024年10月29日、対象者及び本特別委員会に対し、本公開買付価格を1株当たり2,000円(2024年10月28日の対象者株式の終値1,532円に対して30.55%、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値1,587円に対して26.02%、同過去3ヶ月間の終値の単純平均値1,600円に対して25.00%、同過去6ヶ月間の終値の単純平均値1,631円に対して22.62%のプレミアムをそれぞれ加えた価格です。)とする旨の再提案を実施しました。その後、2024年10月31日、対象者及び本特別委員会より、対象者のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるJ-TAPが行った対象者株式の本源的価値を示すDCF法による試算結果に照らして合理的な水準にあるとは言いきれず、プレミアム割合の水準としても十分とはいえないことから、本公開買付価格として提案した2,000円は対象者の少数株主の利益に配慮した金額としては十分ではないという判断に至ったとして、再検討の要請を受けました。これを受け、船木氏は、2024年11月5日、対象者及び本特別委員会に対し、本公開買付価格を1株当たり2,020円(2024年11月1日の対象者株式の終値1,501円に対して34.58%、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値1,569円に対して28.74%、同過去3ヶ月間の終値の単純平均値1,593円に対して26.80%、同過去6ヶ月間の終値の単純平均値1,627円に対して24.15%のプレミアムをそれぞれ加えた価格です。)とする旨の再提案を実施しました。その後、2024年11月7日、対象者及び本特別委員会より、可能な限り対象者の少数株主の利益に配慮する必要があることから、対象者のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるJ-TAPが行ったDCF法による上記試算結果の中央値を超え、かつ、本特別委員会が合理的と考えるプレミアム割合の水準が付された金額である1株当たり2,120円を本公開買付価格とする旨の提案を受けました。これを受け、船木氏は、2024年11月7日、対象者及び本特別委員会に対し、本公開買付価格を1株当たり2,040円(2024年11月6日の対象者株式の終値1,455円に対して40.21%、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値1,543円に対して32.21%、同過去3ヶ月間の終値の単純平均値1,594円に対して27.98%、同過去6ヶ月間の終値の単純平均値1,623円に対して25.69%のプレミアムをそれぞれ加えた価格です。)とする旨の再提案を実施しました。その後、2024年11月8日、対象者及び本特別委員会より、可能な限り対象者の少数株主の利益に配慮する必要があることから、対象者のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるJ-TAPが行ったDCF法による上記試算結果の中央値を超え、かつ、本特別委員会が合理的と考えるプレミアム割合の水準が付された金額である1株当たり2,100円を本公開買付価格とする旨の強い意向が示されました。こ

れを受け、船木氏は、2024年11月11日、対象者及び本特別委員会に対し、本公開買付価格を1株当たり2,080円(2024年11月8日の対象者株式の終値1,506円に対して38.11%、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値1,525円に対して36.39%、同過去3ヶ月間の終値の単純平均値1,593円に対して30.57%、同過去6ヶ月間の終値の単純平均値1,618円に対して28.55%のプレミアムをそれぞれ加えた価格です。)とする旨の再提案を実施しました。その後、船木氏は、2024年11月12日、対象者及び本特別委員会より、正式な意思決定は対象者取締役会で承認されるという前提の下、本公開買付価格を1株当たり2,080円とすることを内諾する旨の回答を受けました。以上の協議及び交渉を経て、公開買付者は、2024年11月13日、本公開買付価格を2,080円とし、本取引の一環として本公開買付けを開始することを決定いたしました。

(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)
公開買付者及び対象者は、本公開買付けを含む本取引がいわゆるマネジメント・バイアウト(MBO)の一環として行われるものであり、構造的な利益相反の問題が存在すること等を踏まえ、本公開買付価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するため、以下の措置を実施いたしました。なお、公開買付者は、本公開買付けにおいて、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)の買付予定数の下限を設定すると、本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けに応募することを希望する対象者の少数株主の利益に資さない可能性もあるものと考え、本公開買付けにおいて「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)の買付予定数の下限は設定しておりません。もっとも、公開買付者及び対象者において、本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として、以下の乃至の措置を実施していることから、対象者の少数株主の利益には十分な配慮がなされていると考えております。また、以下の記載のうち、対象者において実施した措置については、対象者から受けた説明に基づくものです。

対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得
対象者は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、公開買付者から提示された本公開買付価格に対する意思決定の公正性を担保するために、公開買付者及び対象者から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるJ-TAPに対し、対象者株式の株式価値の算定を依頼し、2024年11月12日付で本株式価値算定書を取得しているとのことです。

J-TAPは、公開買付者、本不応募合意株主及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有していないとのことです。なお、本取引に係るJ-TAPの報酬は、本取引の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本取引の公表や成立等を条件とする成功報酬は含まれていないとのことです。また、本特別委員会は、2024年9月12日開催の第1回の会合において、J-TAPの独立性に特段の問題がないことを確認した上で、対象者のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として選任することを承認しているとのことです。

J-TAPは、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、対象者が継続企業であるとの前提のもと、対象者株式について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、対象者株式が東京証券取引所スタンダード市場に上場していることから市場株価法を、また、対象者の将来の事業活動の状況を算定に反映させるためにDCF法をそれぞれ算定方法として採用し、対象者株式の株式価値の算定を行ったとのことです。一方で、収益性や財務状況の対象者との類似性における制約に鑑み類似会社比較法は採用しておらず、また、対象者が継続企業としてその事業を継続していくことを企図していることから純資産法は採用していないとのことです。なお、対象者は、公開買付者及び対象者において、本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置を実施しており、対象者の少数株主の利益に配慮がなされていると考えていることから、J-TAPから本公開買付価格の公正性に関する意見(フェアネス・オピニオン)は取得していないとのことです。

J-TAPによれば、上記の各手法に基づいて算定された対象者株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりとのことです。

市場株価法 : 1,508円から1,614円
D C F 法 : 1,791円から2,449円

市場株価法では、本公開買付けに対する意見表明に係る対象者取締役会決議日の前営業日である2024年11月12日を算定基準日として、東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の基準日終値1,508円、直近1ヶ月間の終値単純平均値1,520円、直近3ヶ月間の終値単純平均値1,593円及び直近6ヶ月間の終値単純平均値1,614円を基に、対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲を1,508円から1,614円までと算定しているとのことです。

D C F 法では、対象者が作成した2025年3月期から2032年3月期までの8期分の事業計画(以下「本事業計画」といいます。)における財務予測、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、対象者が2025年3月期第2四半期以降に生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を算定し、対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲を1,791円から2,449円までと算定しているとのことです。割引率は加重平均資本コストとし、5.45%～6.45%を採用しているとのことです。また、継続価値の算定にあたっては、永久成長率法を採用し、永久成長率を-0.5%～0.5%としているとのことです。

J - T A P が D C F 法の算定の前提とした対象者作成の事業計画に基づく財務予測は以下のとおりとのことです。当該財務予測には、大幅な増減益を見込んでいる事業年度は含まれていないものの、フリー・キャッシュ・フローの大幅な増減を見込んでいる事業年度は含まれているとのことです。具体的には、2025年3月期においては、利益率の高い案件や官庁及び民間からの高付加価値案件の受注による売上高の増加に伴い、主に運転資本の増加によるフリー・キャッシュ・フローの減少が発生し、2026年3月期は前期同様に、利益率の高い案件や官庁及び民間からの高付加価値案件の受注が継続されることから利益率が増加する一方で、事業用の不動産取得等の一過性の設備投資が発生したことに伴い380百万円(前年通期比270百万円増)、2027年3月期は前期に発生した一過性の設備投資が発生しないことに伴い607百万円(前年比227百万円増)となることを見込んでいるとのことです。

なお、本取引の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において具体的に見積もることは困難であるため、当該財務予測には加味されておりませんが、当該財務予測を基礎としたJ - T A P による算定では、フリー・キャッシュ・フローの算定過程において、上場関連費用の削減効果が一部考慮されているとのことです。

(単位: 百万円)

	2025年3月期 (9ヶ月)	2026年3月期	2027年3月期
売上高	13,300	16,800	17,000
営業利益	672	909	795
E B I T D A	950	1,211	1,079
フリー・キャッシュ・ フロー	0	380	607

(単位: 百万円)

	2028年3月期	2029年3月期	2030年3月期
売上高	17,600	17,500	17,800
営業利益	830	722	669
E B I T D A	1,101	1,008	998
フリー・キャッシュ・ フロー	603	597	561

(単位：百万円)

	2031年3月期	2032年3月期
売上高	18,300	18,600
営業利益	689	690
E B I T D A	964	941
フリー・キャッシュ・フロー	553	566

なお、本特別委員会は、本事業計画が、公開買付者から独立した者(下記「対象者における独立した検討体制の構築」に記載のとおり、公開買付者の株主若しくは役職員を兼務する者又はこれらの者と親族関係にある者を関与させないこととしているとのことです。)により作成されていることについて確認するとともに、その作成過程においても、作成中の事業計画案の内容、重要な前提条件等について説明を受け、最終的な事業計画の内容、重要な前提条件及び作成経緯等の合理性について確認の上、承認しているとのことです。

対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者は、本公開買付けを含む本取引に係る対象者取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するため、公開買付者、本不応募合意株主及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーとしてシティユーワ法律事務所を選任し、本公開買付けを含む本取引に関する対象者取締役会の意思決定の過程、方法その他の本公開買付けを含む本取引に関する意思決定にあたっての留意点に関する法的助言を受けているとのことです。

シティユーワ法律事務所は、公開買付者、本不応募合意株主及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有していないとのことです。なお、本取引に係るシティユーワ法律事務所の報酬は、本取引の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本取引の公表や成立等を条件とする成功報酬は含まれていないとのことです。また、本特別委員会は、2024年9月12日開催の第1回の会合において、シティユーワ法律事務所の独立性に問題がないことを確認した上で、対象者のリーガル・アドバイザーとして選任することを承認しているとのことです。

対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得

対象者は、上記「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、2024年8月26日付で船木氏から本取引の検討を開始したい旨の申入れを受け、本取引がいわゆるマネジメント・バイアウト(MBO)の一環として行われるものであり、対象者における本取引の検討において構造的な利益相反状態が生じ得ること等に鑑み、対象者の意思決定に慎重を期し、また、対象者取締役会の意思決定過程における恣意性を排除し、公正性、透明性及び客観性を担保するために、2024年9月5日開催の対象者取締役会決議により、公開買付者、本不応募合意株主及び対象者から独立した、外部の有識者を含む委員(対象者の社外取締役兼独立役員である山下和哉氏(弁護士)、対象者の社外取締役兼独立役員である杉田明氏(社会保険労務士)、及びM&A業務に従事する専門家として本取引の検討を行う専門性・適格性を有すると考えられる外部の有識者である岡裕信氏(税理士、クライム・ヒル株式会社 代表取締役)の3名)によって構成される本特別委員会を設置したとのことです。対象者は、当初から上記3名を本特別委員会の委員として選定しており、本特別委員会の委員を変更した事実はないとのことです。また、本特別委員会の委員の互選により、対象者の社外取締役兼独立役員である山下和哉氏が本特別委員会の委員長に就任しているとのことです。なお、本特別委員会の委員の報酬は、本取引の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本取引の公表や成立等を条件とする成功報酬は含まれていないとのことです。

そして、対象者は、上記取締役会決議に基づき、本特別委員会に対し、()本取引の目的の正当性・合理性(本取引が対象者の企業価値の向上に資するか否かを含む。)、()本取引の条件(本公開買付価格を含む。)の妥当性、()本取引に係る交渉過程及び意思決定に至る手続の公正性、()本取引(本公開買付けに賛同の意見を表明すること及び対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨すること、その他対象者による本取引の手続に係る決定を含む。)が対象者の少数株主にとって不利益なものではないか、()上記()から()を踏まえ、対象者取締役会が本公開買付けに賛同意見を表明すること、及び対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することの是非(以下、()から()を総称して「本諮問事項」といいます。)について諮問し、これらの点についての答申書を対象者取締役会に提出することを委嘱したとのことです。

また、対象者は、上記取締役会決議において、本公開買付けに対する意見表明の内容を審議する対象者取締役会においては、本特別委員会の設置の趣旨に鑑み、本諮問事項に対する本特別委員会の答申内容を最大限尊重するものとし、本特別委員会が取引条件を妥当でないと判断した場合には、対象者取締役会は、本公開買付けに賛同しないこととする旨を決議しているとのことです。併せて、対象者は、上記取締役会決議に基づき、本特別委員会に対して、(a)本特別委員会が自ら公開買付者と交渉を行うことができる権限のほか、公開買付者との交渉を対象者の社内者やアドバイザー等が行う場合でも、適時にその状況の報告を受け、重要な局面で意見を述べ、指示や要請を行うこと等により、取引条件に関する交渉過程に実質的に影響を与えることができる権限、(b)必要に応じて本特別委員会独自の外部アドバイザー等を選任する権限(この場合の費用は対象者が負担するものとしております。)(のほか、対象者が選任する外部アドバイザー等について指名又は承認(事後承認を含む。))する権限、さらに、(c)答申を行うにあたって必要となる一切の情報の収集を対象者の役員及び従業員並びに外部アドバイザー等に対して求めることができる権限をそれぞれ付与しているとのことです。上記(b)の権限付与を受けて、本特別委員会は、2024年9月12日に開催された第1回の会合において、対象者が選任する外部アドバイザー等について、いずれも独立性及び専門性・実績等に問題がないことを確認した上で、リーガル・アドバイザーとしてシティューワ法律事務所を、ファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてJ-TAPを、それぞれ選任することを承認したとのことです。

本特別委員会は、2024年9月12日から同年11月12日までに、会合を合計10回開催したほか、会合外においても電子メール等を通じて、意見表明や情報交換、情報収集等を行い、必要に応じて随時協議を行う等して、本諮問事項に関し、慎重に検討を行ったとのことです。具体的には、本特別委員会は、対象者から、対象者の事業内容・業績推移、主要な経営課題、本取引により対象者の事業に対して想定されるメリット・デメリット、本取引の条件の検討の際に基礎とされる対象者の事業計画の内容及び策定手続等について説明を受け、質疑応答を行ったとのことです。また、船木氏から、本取引を提案するに至った検討過程、本取引後に想定している施策の内容、本取引によって見込まれるメリット・デメリットその他の影響の内容及び程度、並びに本取引後に予定している対象者の経営方針等について説明を受け、質疑応答を行ったとのことです。さらに、対象者のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるJ-TAPから、対象者株式の株式価値の算定に関する説明を受け、その算定過程に関して質疑応答を行った上で、当該算定結果の合理性について検討したとのことです。以上の検討に際して、本特別委員会は、対象者のリーガル・アドバイザーであるシティューワ法律事務所から、特別委員会の意義・役割等を含む本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置の内容について適宜助言を受けているとのことです。

そして、本特別委員会は、対象者から、対象者と公開買付者との間における本取引に係る協議・交渉の経緯及び内容等につき適時に報告を受けた上で、対象者に対して計5回にわたり、公開買付者に対して本公開買付価格の増額を要請すべき旨を意見し、対象者が当該意見に従って公開買付者と交渉を行ったことにより、公開買付者との交渉過程に実質的に関与しているとのことです。

本特別委員会は、以上の経緯のもと、本諮問事項について慎重に審議及び検討を重ねた結果、2024年11月12日付で、対象者取締役会に対し、委員全員の一致で、大要以下の内容の本答申書を提出したとのことです。

	(a) 答申内容 () 本取引は対象者の企業価値の向上に資するものといえ、その目的は正当であり、かつ合理性があると考えられる。 () 本公開買付価格を含む本取引の条件には妥当性が確保されていると考えられる。 () 本取引に係る交渉過程及び意思決定に至る手続には公正性が確保されていると考えられる。 () 本取引(本公開買付けに賛同の意見を表明すること及び対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨すること、その他対象者による本取引の手続に係る決定を含む。)は、対象者の少数株主にとって不利益なものではないと考えられる。 () 上記()から()を踏まえると、対象者取締役会が本公開買付けに賛同意見を表明すること、及び対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することは、いずれも相当であると考えられる。 (b) 答申理由 () 本取引の目的の正当性・合理性(本取引が対象者の企業価値の向上に資するか否かを含む。) 以下の点を総合的に考慮すると、本取引は対象者の企業価値の向上に資するものといえ、その目的は正当であり、かつ合理性があると考えられる。 ・対象者によれば、近年は官公庁案件やPFI事業案件等の大型物件の金属屋根工事の獲得により、売上高を維持することができてきたものの、大型案件の受注の有無によって売上高が大きく変動する状態にあることに加えて、大型物件の金属屋根施工案件は縮小傾向にあり、経営課題として、今後は新たな収益源を確保する必要があると認識しているとのことである。また、他方で、昨今、建設資材の価格上昇及び人材不足等を背景に、対象者を取り巻く競争環境はより厳しくなっているとのことである。以上の事業環境及び経営課題に係る説明内容について、対象者及び公開買付者に対するインタビューやその他の一般的な公開情報を踏まえると、特段不合理な点は認められない。 ・公開買付者によれば、本取引後、対象者において、住宅事業の拡大、海外展開の強化並びに組織改革及び人的投資を実施することが必要であると考えているとのことである。これらの各施策について、対象者及び公開買付者に対するインタビューを踏まえて検討した結果、その説明内容に特段不合理な点は認められず、これらの施策が上記の経営課題の解決に資するものといえるため、対象者グループの中長期的な企業価値の向上のために積極的に推進していくべき施策であるとの判断には合理性があると思料する。 ・公開買付者によれば、かかる各施策の実施により事業構造の改革を推進していくにあたっては、経営資源を集中的に投下する必要がある、これらには、いずれも多額の初期投資や継続的な投資を要することとなり、短期的には対象者の利益及びキャッシュ・フローの悪化が懸念される反面、期待する収益を十分生み出すまでに時間を要すると見込まれ、また、対象者が上場企業である以上、投資家や株主から対象者に対して短期的な業績に対するコミットメントが求められているところ、上記の各施策を実行する過程で中長期的な成長を優先する意思決定を行った結果、資本市場から十分な評価が得られず、対象者株式の株価が下落し、対象者の少数株主に対して不利益を与える可能性もあるため、対象者株式の上場を維持したままこれらの施策を実施することは困難であると考えたとのことである。加えて、公開買付者は、近年のコーポレートガバナンス・コードの改訂、資本市場に対する規制の強化等により、金融商品取引法上の有価証券報告書やコーポレート・ガバナンスに関する報告書等を通じたステークホルダーに対する追加的かつ継続的な情報開示のための対応事項が年々増加傾向にあり、上場会社として株式上場を維持するために必要な費用(有価証券報告書等の継続的な情報開示に要する費用、監査費用、株主総会の運営や株主名簿管理人への事務委託に要する費用等)その他の人的・経済的コストの負担も増加傾向にあること、及びこれらのコストが対象者の経営推進上の大きな負担となる可能性も否定できないことから、対象者株式の上場を維持することの意義を見出しにくい状況にあると考えているとのことである。
--	---

- ・対象者によれば、対象者としても、対象者の株主に発生する可能性がある上記の不利益を回避しつつ、中長期的な視点から対象者の企業価値を向上させるためには、対象者株式を非公開化し、所有と経営を一致させた上で、短期的な株式市場からの評価にとらわれずに各施策に迅速かつ果敢に取り組むことができる経営体制を構築することが必要と考えているとのことであり、このような対象者の認識は概ね公開買付者の認識とも一致しており、その説明内容についても特段不合理な点は認められない。その上で、非公開化の手法としてMBOが採用されている点については、上記の各施策を効率的に実施するために、対象者の事業内容及び事業環境を熟知している対象者の代表取締役会長である船木氏が株主であり、かつ、代表取締役を務める公開買付者によって対象者株式を非公開化し、同氏が対象者の経営と支配の双方を担うことには一定の合理性が認められると思考する。
- ・本取引により対象者株式が上場廃止となることに伴い想定されるデメリットについて、対象者及び公開買付者に対するインタビュー等を通じて検討した結果、対象者の取引先に対する影響、今後の資金調達への影響、コンプライアンス体制への影響、今後の人材採用への影響、既存従業員への影響等、いずれにおいても影響は限定的であり、本取引によって期待されるメリットを上回るデメリットが生じる具体的な可能性は、特段認められない。

() 本取引の条件(本公開買付価格を含む。)の妥当性

以下の点を総合的に考慮すると、本公開買付価格を含む本取引の条件には妥当性が確保されていると考えられる。

- ・本公開買付価格は、J-TAPによる算定結果のうち、市場株価法の算定結果のレンジの上限値を上回る価格であり、また、DCF法の算定結果のレンジの範囲内であり、かつ、割引率の中央値を用いた算定結果を上回る価格であることが認められ、合理的な水準にあると評価できる。この点、J-TAPから受けた当該算定結果に係る説明を踏まえると、算定手法の選択や各算定手法による具体的な算定過程(採用した割引率や残存価値の算定方法等)について、株式価値の評価実務に照らして是認し難い不合理な点は認められない。なお、DCF法の算定の基礎とされた本事業計画については、対象者によれば、本取引を前提として策定されたものではなく、また、具体的な計画数値の設定過程において公開買付者、本不応募合意株主並びに船木亮氏及び船木淳子氏による関与はないとのことであり、本事業計画の策定過程において公開買付者側からの不当な関与は認められず、その他対象者の独立性に疑念を生じさせる事情は特段見当たらない。以上より、J-TAPによる対象者株式の株式価値の算定結果には一定の合理性があると考えられるところ、本公開買付価格は、当該算定結果に照らして合理的な水準にあると評価できる。
- ・対象者のPBRは1.0を上回っているところ、経済産業省が「公正なM&Aの在り方に関する指針」(以下「M&A指針」といいます。)を公表した2019年6月28日以降、2024年9月30日までに公表された非公開化を目的とした公開買付けの事例(上場廃止前提、かつ、MBOに係る公開買付けの事例のうち、公表日の前営業日の終値がPBR1.0以上であった事例)31件(以下「本類似事例」といいます。)の状況(プレミアム水準の平均値は、公表日の前営業日の終値に対して30.92%、直近1ヶ月間の終値単純平均値に対して33.12%、直近3ヶ月間の終値単純平均値に対して35.55%、直近6ヶ月間の終値単純平均値に対して36.21%)との比較において、直近3ヶ月間の終値単純平均値及び直近6ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアム水準において下回るものの、公表日の前営業日の終値及び公表日の前営業日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアム水準において上回ることに鑑みると、本公開買付価格に付されたプレミアムは、本類似事例との比較において合理的な水準であると認められることから、相応のプレミアムが付されていると評価できる。
- ・本公開買付価格は、対象者における2024年3月31日現在の1株当たり純資産額(1432.29円)を上回っており、純資産額との比較においても、本公開買付価格の合理性を否定すべき事由は特段認められない。

	・本公開買付けにおいては、いわゆるマジョリティ・オブ・マイノリティに相当する買付予定数の下限の設定は予定されていないが、M&A指針においても、既に買収者の保有する買収対象会社の株式の割合が高い場合等においては、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件を設定することにより、企業価値の向上に資するM&Aの成立を阻害してしまうおそれ等があるとの懸念もあり、常にかかる条件を設定することが望ましいとまでいうことは困難であるとされている。この点、本特別委員会としては、公開買付者は、対象者株主3名との間で、所有割合にして合計約42.83%となる対象者株式について、各株主が本公開買付けに応募しない旨を合意する予定とのことであり、このような状況でマジョリティ・オブ・マイノリティ条件に相当する買付予定数の下限を設定した場合には、上記の懸念が相当程度当てはまると考えられること、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件を設定すると、かえって本公開買付けに応募した少数株主の利益を害する可能性があること、他の公正性担保措置の実施状況に照らせば、本取引に係る交渉過程及び意思決定に至る手続の公正性は確保されていると評価できること等を総合的に考慮すると、本公開買付けにおいて、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件が設定されていなくとも、本取引の条件の公正性が否定されるものではないと料する。 ・本スクイーズアウト手続としては株式併合が予定されているところ、かかる株式併合が行われる場合には、法令上、本公開買付けに応募しなかった株主に対して株式買取請求権又は価格決定請求権が確保されている。また、公開買付者によれば、本スクイーズアウト手続は、本公開買付けの決済の完了後速やかに進めていく予定とのことであり、本公開買付けに応募しなかった株主の地位が長期にわたって不安定なものとならないための配慮がうかがわれる。さらに、株式併合の結果生じた端数の合计数に相当する対象者株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主に交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一となるよう設定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行うことが予定されているとのことである。以上のとおり、本公開買付けを含む本取引においては、いわゆる強圧性の問題に対応すべく、本公開買付けに応募しなかった少数株主の利益に配慮がなされているといえ、当該スクイーズアウト手続に係る条件には、一定の合理性があると考えられる。 ・下記()に記載のとおり、本取引に係る交渉過程及び意思決定に至る手続には公正性が確保されていると考えられるところ、本公開買付価格を含む本取引の条件は、かかる公正な手続を経た上で決定されたものであることが認められる。
--	---

()本取引に係る交渉過程及び意思決定に至る手続の公正性

以下の点を総合的に考慮すると、本取引に係る交渉過程及び意思決定に至る手続には公正性が確保されていると考えられる。

- ・対象者は、本取引の検討に当たり、対象者の意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、公正性担保措置の一環として本特別委員会を設置している。本特別委員会は、本公開買付価格の具体的な交渉に入るより以前に設置されており、本特別委員会の設置時期につき不合理な点は認められない。対象者取締役会は、本特別委員会の設置を決議するに際し、本特別委員会に対し、本特別委員会が自ら公開買付者と交渉を行うことができる権限のほか、公開買付者との交渉を対象者の社内者やアドバイザー等が行う場合でも、適時にその状況の報告を受け、重要な局面で意見を述べ、指示や要請を行うこと等により、取引条件に関する交渉過程に実質的に影響を与えることができる権限、必要に応じて本特別委員会独自の外部アドバイザー等を選任する権限(この場合の費用は対象者が負担するものとされている。)のほか、対象者が選任する外部アドバイザー等について指名又は承認(事後承認を含む。)する権限、答申を行うにあたって必要となる一切の情報の収集を対象者の役員及び従業員並びに外部アドバイザー等に対して求めることができる権限をそれぞれ付与している。これを受けて、本特別委員会は、対象者が選任したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関、並びにリーガル・アドバイザーにつき、いずれも独立性に問題がないことを確認の上、それぞれを対象者のアドバイザー等として承認した。さらに、対象者取締役会は、本特別委員会の設置を決議するに際し、本公開買付けに対する意見表明の内容を審議する取締役会においては、本特別委員会の答申内容を最大限尊重するものとし、本特別委員会が取引条件を妥当でないと判断した場合には、本公開買付けに賛同しないこととする旨を決議しており、特別委員会の判断内容の実効性の確保に配慮がなされている。以上のとおり、特別委員会としての実効性を高めるための実務上の措置が採られた上で、本特別委員会は、企業価値の向上及び少数株主の利益を図る立場から、本取引の是非や取引条件の妥当性、手続の公正性について検討・判断を行った。
- ・対象者は、本公開買付価格に対する意思決定の公正性を担保するために、独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるJ・TAPから株式価値算定書を取得しているほか、独立したリーガル・アドバイザーであるシティユーワ法律事務所から本取引に関する対象者取締役会の意思決定の過程、方法その他の本取引に関する意思決定にあたっての留意点に関する法的助言を受けている。なお、対象者は、J・TAPから、いわゆるフェアネス・オピニオンまでは取得していないが、我が国においては、フェアネス・オピニオンの公正性担保措置としての有効性は事案により一様ではないと解されている中、本取引の検討過程に照らした結果、本取引の是非を検討するために、フェアネス・オピニオンの取得が必須であると考えべき事情までは認められず、これを取得しなくとも、本取引に係る交渉過程及び意思決定過程に至る手続の公正性が否定されるものではないと料する。
- ・本特別委員会は、公開買付者との本公開買付価格に係る協議・交渉の経緯及び内容等につき適時に報告を受けた上で、交渉の方針等について協議を行い、対象者に意見する等して、その交渉過程に実質的に関与しており、かかる交渉過程に関して、対象者の少数株主の利益に配慮すべき観点から特段不合理な点は見当たらない。

	・対象者の取締役7名のうち、代表取締役会長である船木元旦氏は、公開買付者との間でその所有する対象者株式のうち968,100株(なお、対象者の役員持株会を通じて間接的に所有する対象者株式139,256株は含まれていない。)について本公開買付けに応募しない旨の合意をする予定であり、公開買付者の株主かつ代表取締役であって、本公開買付け終了後も継続して対象者の経営にあたることを予定しており、取締役である船木亮亮氏は、船木元旦氏の親族であり、公開買付者との間でその所有する対象者株式の全てについて本公開買付けに応募しない旨の合意をする予定の船木商事有限会社の大株主であり、また、取締役である船木淳子氏は、船木元旦氏の親族である。この点、対象者においては、利益相反の疑義を回避する観点から、上記の計3名の取締役は、対象者取締役会における本公開買付けへの意見表明に係る議案に関する審議及び決議には参加しないことが予定されているほか、対象者の立場において公開買付者との協議及び交渉にも一切関与していないとのことである。以上のほか、本取引に係る協議、検討及び交渉の過程において、公開買付者からの独立性に疑義がある者が対象者の意思決定に不当な影響を与えたことを推認させる事実は認められない。 ・公開買付者は、公開買付期間を、法令に定められた最短期間の20営業日より長期の30営業日に設定することにより、対象者の株主に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外にも対象者株式の買付け等を行う機会を確保し、もって本公開買付価格の公正性を担保することを企図しているとのことである。また、公開買付者及び対象者は、対象者が公開買付者以外の者(対抗的買収提案者)と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意は一切行っていないとのことであり、上記公開買付期間の設定と併せて、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しているとのことである。 ・本取引に係るプレスリリースにおいては、本特別委員会に関する情報、対象者株式の株式価値の算定結果の内容に関する情報、本取引を実施するに至った背景・目的等に関する情報、対象者と公開買付者との間で行われた取引条件等に関する協議・交渉の具体的な経緯に関する情報等について、それぞれ一定の開示が予定されており、対象者の株主による取引条件の妥当性等についての判断のために相当な情報が開示される予定であることが認められる。 ()本取引(本公開買付けに賛同の意見を表明すること及び対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨すること、その他対象者による本取引の手續に係る決定を含む。)が対象者の少数株主にとって不利益なものではないか 以上のとおり、()本取引は対象者の企業価値の向上に資するものといえ、その目的は正当であり、かつ合理性があると考えられ、()本公開買付価格を含む本取引の条件には妥当性が確保されていると考えられ、()本取引に係る交渉過程及び意思決定に至る手續には公正性が確保されていると考えられる。そして、上記の検討事項以外の点において、本取引が対象者の少数株主にとって不利益なものであると考えるべき特段の事情は認められないため、本取引(本公開買付けに賛同の意見を表明すること及び対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨すること、その他対象者による本取引の手續に係る決定を含む。)は、対象者の少数株主にとって不利益なものではないと考えられる。 ()上記()から()を踏まえ、対象者取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明すること、及び対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することの是非 上記()から()を踏まえると、対象者取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明すること、及び対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することは、いずれも相当であると考えられる。
--	--

対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

対象者は、J-TAPから取得した本株式価値算定書、シティユーワ法律事務所からの法的助言を踏まえつつ、本特別委員会から提出された本答申書の内容を最大限尊重しながら、本公開買付けを含む本取引の諸条件について慎重に協議及び検討を行ったとのことです。その結果、対象者は、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、本公開買付けを含む本取引により対象者の企業価値の向上が見込まれるとともに、本公開買付け価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は対象者の株主の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断し、2024年11月13日開催の対象者取締役会において、審議及び決議に参加した対象者の取締役(取締役7名のうち、船木氏、船木亮亮氏及び船木淳子氏を除く4名)の全員一致で、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議したとのことです。なお、上記取締役会には、対象者の監査役3名全員が出席し、出席した監査役はいずれも上記決議を行うことについて異議がない旨の意見を述べているとのことです。

また、対象者の取締役のうち、船木氏は公開買付者の株主かつ代表取締役であり、本公開買付け終了後も継続して対象者の経営にあたることとが予定されていること、船木亮亮氏は船木氏の親族であり、公開買付者との間で本不応募契約を締結した船木商事有限会社の大株主であること、船木淳子氏は船木氏の親族であることから、利益相反の疑義を回避する観点から、対象者取締役会における本公開買付けへの意見表明に係る議案の審議及び決議には一切参加しておらず、また、本取引に関し、対象者の立場において公開買付者との協議及び交渉にも一切参加していないとのことです。

対象者における独立した検討体制の構築

対象者は、公開買付者から独立した立場で、本取引に係る検討及び交渉を行う体制を対象者の社内に構築したとのことです。具体的には、対象者は、2024年8月26日付で船木氏から本提案書を受領して以降、利益相反の疑義を回避する観点から、対象者と公開買付者との間の本公開買付け価格を含む本取引に係る取引条件に関する交渉及び対象者内部における検討過程において、公開買付者の株主若しくは役職員を兼務する者又はこれらの者と親族関係にある者を関与させないこととし、これらの者に該当しない取締役4名(加藤誠悟氏、田中豪治氏、山下和哉氏及び杉田明氏)を中心とした社内検討体制を構築したとのことです。対象者は、このような体制のもとで、J-TAPがDCF法の算定の基礎とした事業計画を策定しており、当該事業計画の策定過程において、公開買付者及び公開買付者と利害関係のある者による関与はないとのことです。

以上の取扱いを含めて、対象者における本取引の検討体制に独立性及び公正性の観点から問題がないことについて本特別委員会における確認を受けているとのことです。

	本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保 公開買付者は、公開買付期間を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日に設定しております。このように公開買付期間を法令に定められた最短期間に照らして比較的長期に設定することにより、対象者の株主の皆様は本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、対象者株式について対抗的買収提案者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、これをもって本公開買付けの公正性を担保することを企図しております。 また、公開買付者と対象者は、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意を行っておりません。このように、上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。
--	--

(注) J-TAPは、対象者の株式価値の算定に際し、対象者から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報が、全て正確かつ完全なものであること、また、本公開買付価格の分析・算定に重大な影響を与える可能性がある事実でJ-TAPに対して未開示の事実はないこと等を前提としてこれに依拠しており、独自にそれらの正確性の検証を行っていないとのことです。加えて、対象者の財務予測に関する情報については、対象者の経営陣による現時点での得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成され、対象者の経営陣がその内容を精査した上でJ-TAPによる価値算定において使用することを了承したことを前提としているとのことです。また、対象者及びその関係会社の資産及び負債(簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。)に関して独自の評価・査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っていないとのことです。J-TAPの算定は、2024年11月12日までの上記情報を反映したものであるとのことです。

(3) 【買付予定の株券等の数】

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	2,163,600(株)	902,200(株)	—(株)
合計	2,163,600(株)	902,200(株)	—(株)

- (注1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限(902,200株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限(902,200株)以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。
- (注2) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付期間中に自己の株式を買取ることがあります。
- (注3) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。
- (注4) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定していないため、買付予定数は本公開買付けにより公開買付者が取得する可能性のある対象者株式の最大数(2,163,600株)を記載しております。当該最大数は、対象者第2四半期決算短信に記載された2024年9月30日現在の対象者の発行済株式総数(3,858,030株)から、同日現在の対象者が所有する自己株式数(73,630株)及び本不応募合意株式数(1,620,800株)を控除した株式数(2,163,600株)です。

5 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	21,636
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	—
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	—
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(2024年11月14日現在)(個)(d)	—
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	—
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	—
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2024年11月14日現在)(個)(g)	18,651
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	—
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	—
対象者の総株主等の議決権の数(2024年3月31日現在)(個)(j)	37,810
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	57.17
買付け等を行った後における株券等所有割合 $((a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i)) \times 100)(\%)$	100.00

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数(2,163,600株)に係る議決権の数です。

(注2) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2024年11月14日現在)(個)(g)」は、各特別関係者(但し、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。但し、本公開買付けにおいては、特別関係者の所有する株券等についても買付け等の対象としているため、「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2024年11月14日現在)(個)(g)」(但し、本不応募合意株式に係る議決権の数(16,208個)は除きます。)を分子に加算しておりません。

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数(2024年3月31日現在)(個)(j)」は、対象者が2024年6月28日に提出した第54期有価証券報告書に記載された総株主等の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式についても買付け等の対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、対象者2025年3月期第2四半期決算短信に記載された2024年9月30日現在の対象者の発行済株式総数(3,858,030株)から、同日現在の対象者が所有する自己株式数(73,630株)を控除した株式数(3,784,400株)に係る議決権の数(37,844個)を分母として計算しております。

(注4) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

6 【株券等の取得に関する許可等】

該当事項はありません。

7 【応募及び契約の解除の方法】

(1) 【応募の方法】

公開買付代理人

S M B C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号

本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをされる方(以下「応募株主等」といいます。)は、公開買付代理人の本店又は国内各営業店において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載する等の方法により、公開買付期間の末日の15時30分までに応募してください(但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認の上、お手続きください。)。

オンライントレード(<https://trade.smbcnikko.co.jp/>)(以下「日興イーजीトレード」といいます。)による応募株主等は、日興イーजीトレードログイン後、画面より「日興イーजीトレード 公開買付け取引規程」を確認の上、所要事項を入力し、公開買付期間の末日の15時30分までに応募してください。なお、日興イーजीトレードによる応募の受付には、応募株主等が公開買付代理人に開設した応募株主等名義の口座(以下「応募株主口座」といいます。)における日興イーजीトレードのご利用申込みが必要です。

応募に際しては、応募株主口座に応募株券等が記録されている必要があります。

本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等を通じた応募の受付は行われません。

公開買付代理人に口座を開設していない場合には、新規に口座を開設していただく必要があります(注1)。口座を開設される場合には、本人確認書類の提出及び個人番号(マイナンバー)又は法人番号の告知(注2)を行っていただく必要があります。

外国の居住者である株主等(法人株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。)の場合、日本国内の常任代理人(以下「常任代理人」といいます。)を通じて応募してください。また、本人確認書類(注2)をご提出いただく必要があります。なお、日興イーजीトレードにおいては、外国人株主等からの応募の受付を行いません。

日本の居住者である個人株主の場合、買付けられた株券等に係る売却代金と取得費等との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税(注3)の適用対象となります。

公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に開設された口座に記録されている株券等(対象者の特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社に開設された特別口座に記録されている株券等を含みます。)については、当該応募株券等につき公開買付代理人の応募株主口座への振替手続を行う必要があります。公開買付代理人が、当該応募株券等につき、公開買付代理人の応募株主口座への振替手続が完了して公開買付代理人の応募株主口座に記録されていることを確認してからの受付となります。なお、振替手続には一定の日数を要する場合がありますのでご注意ください。また、一度特別口座から応募株主口座へ振替られた応募株券等については再度特別口座へ記録することはできません。

(注1) 口座開設に際し、個人株主は原則としてご印鑑が不要です。未成年、成年後見人制度をご利用の個人株主や、法人株主等が口座を開設される場合はご印鑑が必要です。また、既に開設されている応募株主口座のご登録内容の変更をされる場合等には、ご印鑑が必要となる場合があります。

(注2) 本人確認書類の提出及び個人番号(マイナンバー)又は法人番号の告知について
公開買付代理人に新規に口座を開設して応募される場合、又は外国人株主等が新規に口座を開設し常任代理人を通じて応募される場合には、次の本人確認書類及び番号確認書類等が必要になります。有効期限の定めのあるものはその期限内のものを、定めのないもの(通知カードは除く。)は6ヶ月以内に作成されたものをご用意ください。本人確認書類及び番号確認書類等の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ねください。

<個人>

A．番号確認書類 (いずれか1点)	個人番号カード(両面)(1)	
	通知カード	
	住民票の写し(個人番号あり)(2)	
B．本人確認書類 (写真あり1点又は写真なし2点)	写真あり	運転免許証(運転経歴証明書)(3)
		在留カード
		特別永住者証明書
		パスポート(4)
		各種福祉手帳
	写真なし	各種健康保険証(3)
		公務員共済組合の組合員証(3)
		国民年金手帳
		印鑑証明書
		住民票の写し(2)

<法人>

A．本人確認書類 (いずれか1点)	履歴事項全部証明書
	現在事項全部証明書
B．番号確認書類 (いずれか1点)	法人番号指定通知書
	法人番号情報(5)
C．口座開設取引担当者(代表者等)個人 の本人確認書類 (いずれか1点)	運転免許証(3)
	個人番号カード(表)
	各種健康保険証(3)
	公務員共済組合の組合員証(3)
	パスポート(6)

- (1) 番号確認書類として個人番号カードをご用意いただく場合、別途本人確認書類のご用意は不要です。
- (2) 発行者の印、発行日が記載されているページまで必要となります。
- (3) 裏面に住所が記載されている場合は、裏面まで必要となります。
- (4) 住所、氏名、生年月日の確認ができる各ページが必要となります。なお、2020年2月4日以降発行のパスポートはご住所欄が無い場合、ご利用できません。
- (5) 法人番号情報は、国税庁HPの「法人番号公表サイト」より法人番号が表示される画面を印刷してください。
- (6) 2020年2月4日以降発行のパスポートはご住所欄が無い場合、別途、現住所が記載されている「本人確認書類1点」又は「納税証明書等の補完書類1点」の写しをご提出いただく必要があります。

<外国人株主等>

常任代理人に係る上記書類に加えて、常任代理人との間の委任契約に係る委任状又は契約書(当該外国人株主等の氏名又は名称、代表者の氏名及び国外の所在地の記載のあるものに限り、)の写し、並びに常任代理人が金融機関以外の場合には日本国政府が承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの

- (注3) 株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について(日本の居住者である個人株主の場合)
個人株主の方につきましては、株式等の譲渡所得は原則として申告分離課税の適用対象となります。税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家に各自ご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(2) 【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。

契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の15時30分までに、下記に指定する者に本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面(以下「解除書面」といいます。)を交付又は送付する等の方法によりお手続きください(但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認の上、お手続きください。)。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間の末日の15時30分までに、下記に指定する者に到達することを条件とします(但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認の上、お手続きください。)

なお、日興イーजीトレードにおいて応募された契約の解除は、日興イーजीトレードログイン後、画面に記載される方法に従い、公開買付期間の末日の15時30分までに解除手続を行ってください。

解除書面を受領する権限を有する者

S M B C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号

(その他の S M B C 日興証券株式会社国内各営業店)

(3) 【株券等の返還方法】

応募株主等が上記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により本公開買付けに係る契約の解除をした場合には、解除手続終了後速やかに、下記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還します。

(4) 【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

S M B C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号

8 【買付け等に要する資金】

(1) 【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	4,500,288,000
金銭以外の対価の種類	-
金銭以外の対価の総額	-
買付手数料(円)(b)	70,000,000
その他(円)(c)	4,700,000
合計(円)(a) + (b) + (c)	4,574,988,000

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄は、本公開買付けにおける買付予定数(2,163,600株)に、本公開買付価格(2,080円)を乗じた金額です。

(注2) 「買付手数料(円)(b)」欄は、公開買付代理人に支払う手数料の見積額です。

(注3) 「その他(円)(c)」欄は、本公開買付けに関する公開買付開始公告についてのお知らせ掲載費及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費等の諸費用につき、その見積額です。

(注4) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(注5) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了後まで未定です。

(2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
-	-
計(a)	-

【届出日前の借入金】

イ 【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	-	-	-	-
2	-	-	-	-
計				-

ロ 【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
-	-	-	-
-	-	-	-
計			-

【届出日以後に借入を予定している資金】

イ 【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	-	-	-	-
2	銀行	株式会社横浜銀行 (神奈川県横浜市西区みなとみらい三丁目1番2号)	買付け等に要する資金に充当するための借入れ(注) (1) タームローンA 借入期間：7年 (分割弁済) 金利：全銀協日本円TIBORに基づく変動金利 担保：対象者株式等 (2) タームローンB 借入期間：7年 (期限一括弁済) 金利：全銀協日本円TIBORに基づく変動金利 担保：対象者株式等	(1) タームローンA 2,463,000 (2) タームローンB 3,695,000
計(b)				6,158,000

(注) 公開買付者は、上記金額の裏付けとして株式会社横浜銀行から、6,158,000千円を上限として融資を行う用意がある旨の融資証明書を2024年11月12日付で取得しております。なお、当該融資の貸付実行の前提条件として、本書の添付資料である融資証明書記載のものが当該融資に係る契約書において定められる予定です。

□ 【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
-	-	-	-
-	-	-	-
計(c)			-

【その他資金調達方法】

内容	金額(千円)
Yokohama Next 2号投資事業有限責任組合による優先株式の引受けによる出資(注)	300,000
計(d)	300,000

(注) 公開買付者は、上記金額の出資の裏付けとして、Yokohama Next 2号投資事業有限責任組合から300,000千円を上限として出資を行う用意がある旨の出資証明書を2024年11月12日付で取得しております。なお、当該出資の実行の前提条件として、本書の添付資料である出資証明書記載のものが定められる予定です。

【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

6,458,000千円((a)+(b)+(c)+(d))

(3) 【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

9 【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

10 【決済の方法】

(1) 【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

S M B C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

(2) 【決済の開始日】

2025年1月8日(水曜日)

(3) 【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。なお、日興イーजीトレードからの応募については、電磁的方法により交付します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指定した場所へ送金します。

(4) 【株券等の返還方法】

下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1)法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、公開買付代理人は、返還することが必要な株券等を、公開買付期間の末日の翌々営業日(本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)に、公開買付代理人の応募株主口座上で、応募が行われた時の状態(応募が行われた時の状態とは、本公開買付けへの応募注文の執行が解除された状態を意味します。)に戻します。

11 【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の総数が買付予定数の下限(902,200株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限(902,200株)以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、第3号イ乃至チ及びヌ、並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に基づき事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合であって、公開買付者が当該虚偽記載等があることを知らず、かつ、相当の注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、対象者が公開買付期間中に令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。解除の方法については、上記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は当該解除の申出に係る手続終了後速やかに上記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更等の内容につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合(但し、法第27条の8第11項但書に規定する場合を除きます。)は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(8) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)を使用して行われるものではなく、さらに米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けいたしません。

本公開買付けに応募する方(外国人株主等の場合はその常任代理人)はそれぞれ、以下の表明・保証を行うことを要求されます。

応募者が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、応募者が本公開買付けに関するいかなる情報若しくは買付けに関する書類を、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、買付け若しくは公開買付応募申込書の署名乃至交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、及び他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと(当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。)。

第2 【公開買付者の状況】

1 【会社の場合】

(1) 【会社の概要】

【会社の沿革】

年月	概要
2024年10月	商号を株式会社Sunnyとし、本店所在地を神奈川県藤沢市、資本金を10万円とする株式会社として設立
2024年11月	神奈川県藤沢市湘南台一丁目1番地21に本店移転

(注) 2024年11月11日現在の公開買付者の所在地は神奈川県藤沢市であるところ、2024年11月12日付で神奈川県藤沢市湘南台一丁目1番地21に本店を移転しており、本書提出日現在、当該所在地の変更について登記申請手続中です。

【会社の目的及び事業の内容】

会社の目的

- (1) 有価証券の取得及び保有
- (2) 会社の株式又は持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配及び管理すること
- (3) 前各号に附帯関連する一切の業務

事業の内容

公開買付者は、対象者の株券等を取得及び所有することを主たる事業の内容としております。

【資本金の額及び発行済株式の総数】

2024年11月14日現在

資本金の額(円)	発行済株式の総数(株)
100,000	10

【大株主】

2024年11月14日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数 に対する所有株式数 の割合(%)
船木 元旦	神奈川県藤沢市	10	100.00
計	-	10	100.00

【役員の職歴及び所有株式の数】

2024年11月14日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	—	船木 元旦	1942年 1 月 1 日	1956年 4 月 個人にて船木板金工業を創業	10
				1971年 4 月 船木鉄板株式会社(現 対象者)設立 代表取締役社長就任	
				2009年 6 月 対象者代表取締役会長	
				2014年 6 月 対象者代表取締役社長	
				2016年 4 月 対象者代表取締役会長	
				2017年 6 月 取締役会長	
				2022年 4 月 対象者取締役会長兼社長	
				2023年 4 月 対象者代表取締役会長(現任)	
				2024年11月 公開買付者代表取締役社長(現任)	
計					10

(注) 2024年11月11日現在の公開買付者の代表取締役社長は永島真美氏であるところ、2024年11月12日付で永島真美氏が代表取締役社長の地位を辞任し、船木氏が公開買付者の代表取締役社長に就任しており、本書提出日現在、当該代表取締役社長の変更について登記申請手続中です。

(2) 【経理の状況】

公開買付者は、2024年10月11日に設立された株式会社であり、設立後、事業年度が終了していないため、財務諸表は作成されておりません。

(3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

【公開買付者が提出した書類】

イ 【有価証券報告書及びその添付書類】

ロ 【半期報告書】

ハ 【訂正報告書】

【上記書類を縦覧に供している場所】

2 【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3 【個人の場合】

該当事項はありません。

第 3 【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1 【株券等の所有状況】

(1) 【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(2024年11月14日現在)

	所有する株券等の数	令第 7 条第 1 項第 2 号に 該当する株券等の数	令第 7 条第 1 項第 3 号に 該当する株券等の数
株券	18,651 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券 ()	-	-	-
株券等預託証券 ()	-	-	-
合計	18,651	-	-
所有株券等の合計数	18,651	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(2) 【公開買付者による株券等の所有状況】

(2024年11月14日現在)

	所有する株券等の数	令第 7 条第 1 項第 2 号に 該当する株券等の数	令第 7 条第 1 項第 3 号に 該当する株券等の数
株券	- (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券 ()	-	-	-
株券等預託証券 ()	-	-	-
合計	-	-	-
所有株券等の合計数	-	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(3) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者合計）】

(2024年11月14日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	18,651 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券 ()	-	-	-
株券等預託証券 ()	-	-	-
合計	18,651	-	-
所有株券等の合計数	18,651	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(注) 上記の「所有する株券等の数」には、対象者の役員持株会における持分に相当する株式141,678株(小数点以下切捨て)に係る議決権の数1,416個が含まれています。

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）】

【特別関係者】

(2024年11月14日現在)

氏名又は名称	船木 元旦
住所又は所在地	神奈川県藤沢市湘南台一丁目1番地21(対象者所在地)
職業又は事業の内容	対象者 代表取締役会長
連絡先	連絡者 弁護士 辛島聡/同 角野秀/同 鈴木隆世 連絡場所 東京都千代田区丸の内二丁目4番1号丸の内ビルディング15階 岩田合同法律事務所 電話番号 03(3214)6033
公開買付者との関係	公開買付者の役員 公開買付者に対して特別資本関係を有する個人 公開買付者との間で、本公開買付け成立後において共同して対象者の株主としての議決権その他の権利を行使することを合意している者

(2024年11月14日現在)

氏名又は名称	船木商事有限会社
住所又は所在地	神奈川県藤沢市亀井野403番地
職業又は事業の内容	資産管理会社
連絡先	連絡者 弁護士 辛島聡/同 角野秀/同 鈴木隆世 連絡場所 東京都千代田区丸の内二丁目4番1号丸の内ビルディング15階 岩田合同法律事務所 電話番号 03(3214)6033
公開買付者との関係	公開買付者との間で、本公開買付け成立後において共同して対象者の株主としての議決権その他の権利を行使することを合意している者

(2024年11月14日現在)

氏名又は名称	船木 清子
住所又は所在地	神奈川県藤沢市湘南台一丁目1番地21(対象者所在地)
職業又は事業の内容	会社員
連絡先	連絡者 弁護士 辛島聡/同 角野秀/同 鈴木隆世 連絡場所 東京都千代田区丸の内二丁目4番1号丸の内ビルディング15階 岩田合同法律事務所 電話番号 03(3214)6033
公開買付者との関係	公開買付者に対して特別資本関係を有する個人の親族(配偶者) 公開買付者との間で、本公開買付け成立後において共同して対象者の株主としての議決権その他の権利を行使することを合意している者

(2024年11月14日現在)

氏名又は名称	船木 亮亮
住所又は所在地	神奈川県藤沢市湘南台一丁目1番地21(対象者所在地)
職業又は事業の内容	対象者 取締役相談役
連絡先	連絡者 弁護士 辛島聡/同 角野秀/同 鈴木隆世 連絡場所 東京都千代田区丸の内二丁目4番1号丸の内ビルディング15階 岩田合同法律事務所 電話番号 03(3214)6033
公開買付者との関係	公開買付者に対して特別資本関係を有する個人の親族(子)

(2024年11月14日現在)

氏名又は名称	船木 淳子
住所又は所在地	神奈川県藤沢市湘南台一丁目1番地21(対象者所在地)
職業又は事業の内容	対象者 取締役
連絡先	連絡者 弁護士 辛島聡/同 角野秀/同 鈴木隆世 連絡場所 東京都千代田区丸の内二丁目4番1号丸の内ビルディング15階 岩田合同法律事務所 電話番号 03(3214)6033
公開買付者との関係	公開買付者に対して特別資本関係を有する個人の親族(子)

(2024年11月14日現在)

氏名又は名称	永島 真美
住所又は所在地	神奈川県藤沢市湘南台一丁目1番地21(対象者所在地)
職業又は事業の内容	会社員
連絡先	連絡者 弁護士 辛島聡/同 角野秀/同 鈴木隆世 連絡場所 東京都千代田区丸の内二丁目4番1号丸の内ビルディング15階 岩田合同法律事務所 電話番号 03(3214)6033
公開買付者との関係	公開買付者に対して特別資本関係を有する個人の親族(子)

【所有株券等の数】

船木 元旦

(2024年11月14日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	11,073 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券 ()	-	-	-
株券等預託証券 ()	-	-	-
合計	11,073	-	-
所有株券等の合計数	11,073	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(注) 上記の「所有する株券等の数」には、対象者の役員持株会における持分に相当する株式139,256株(小数点以下切捨て)に係る議決権の数1,392個が含まれています。

船木商事有限会社

(2024年11月14日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	3,620 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券 ()	-	-	-
株券等預託証券 ()	-	-	-
合計	3,620	-	-
所有株券等の合計数	3,620	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

船木 清子

(2024年11月14日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	2,907 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券 ()	-	-	-
株券等預託証券 ()	-	-	-
合計	2,907	-	-
所有株券等の合計数	2,907	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

船木 亮亮

(2024年11月14日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	763 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券 ()	-	-	-
株券等預託証券 ()	-	-	-
合計	763	-	-
所有株券等の合計数	763	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(注) 上記の「所有する株券等の数」には、対象者の役員持株会における持分に相当する株式2,422株(小数点以下切捨て)に係る議決権の数24個が含まれています。

船木 淳子

(2024年11月14日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	144 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券 ()	-	-	-
株券等預託証券 ()	-	-	-
合計	144	-	-
所有株券等の合計数	144	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

永島 真美

(2024年11月14日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	144 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券 ()	-	-	-
株券等預託証券 ()	-	-	-
合計	144	-	-
所有株券等の合計数	144	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

2 【株券等の取引状況】

(1) 【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

3 【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

公開買付者は、対象者の筆頭株主であり、対象者の代表取締役会長である船木氏(所有株式：1,107,356株、所有割合29.26%)が所有する対象者株式のうち968,100株(所有割合25.58%)、対象者の第3位株主であり、創業家一族の資産管理会社である船木商事有限会社(所有株式：362,000株、所有割合9.57%)が所有する対象者株式の全て、対象者の第4位株主である船木清子氏(所有株式：290,700株、所有割合7.68%)が所有する対象者株式の全て(合計所有株式数：1,620,800株、合計所有割合：42.83%)について、本不応募契約を締結しております。

4 【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

第4 【公開買付者と対象者との取引等】

1 【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

該当事項はありません。

2 【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

(1) 本公開買付への賛同

対象者プレスリリースによれば、対象者は、2024年11月13日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたことです。

上記の対象者における本公開買付けに対する意見及び意思決定の過程については、対象者プレスリリース及び上記「第1 公開買付要項」の「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

(2) 公開買付者と対象者の役員との間の合意の有無及び内容

上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(4) 本公開買付けに関する重要な合意」をご参照ください。

(3) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」をご参照ください。

(4) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

上記「第1 公開買付要項」の「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」をご参照ください。

第 5 【対象者の状況】

1 【最近 3 年間の損益状況等】

(1) 【損益の状況】

決算年月	-	-	-
売上高	-	-	-
売上原価	-	-	-
販売費及び一般管理費	-	-	-
営業外収益	-	-	-
営業外費用	-	-	-
当期純利益(当期純損失)	-	-	-

(2) 【1 株当たりの状況】

決算年月	-	-	-
1 株当たり当期純損益	-	-	-
1 株当たり配当額	-	-	-
1 株当たり純資産額	-	-	-

2 【株価の状況】

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	東京証券取引所 スタンダード市場						
月別	2024年 5 月	2024年 6 月	2024年 7 月	2024年 8 月	2024年 9 月	2024年 10月	2024年 11月
最高株価(円)	1,848	1,650	1,690	1,783	1,690	1,685	1,548
最低株価(円)	1,600	1,540	1,576	1,381	1,504	1,500	1,455

(注) 2024年11月については、11月13日までの株価です。

3 【株主の状況】

(1) 【所有者別の状況】

年 月 日現在

区分	株式の状況(1 単元の株式数 株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
所有株式数(単位)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
所有株式数の割合(%)	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(2) 【大株主及び役員の所有株式の数】

【大株主】

年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
計	-	-	-

【役員】

年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
計	-	-	-	-

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1) 【対象者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第53期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日) 2023年6月30日 関東財務局長に提出

事業年度 第54期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 2024年6月28日 関東財務局長に提出

【半期報告書】

事業年度 第55期中(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日) 2024年11月14日 関東財務局長に提出予定。

【臨時報告書】

該当事項はありません。

【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

元旦ビューティ工業株式会社

(神奈川県藤沢市湘南台一丁目1番地21)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

5 【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】

該当事項はありません。

6 【その他】

(1) 「2025年3月期第2四半期(中間期)決算短信〔日本基準〕(非連結)」の公表

対象者は、2024年11月13日付で対象者第2四半期決算短信を公表しております。当該公表に基づく対象者第2四半期決算短信の概要は以下のとおりです。なお、対象者第2四半期決算短信の内容については、法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人のレビューを受けていないということです。また、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、詳細については、当該公表の内容をご参照ください。

損益の状況

会計期間	中間会計期間
	(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
売上高	7,939,869千円
売上原価	5,344,111千円
販売費及び一般管理費	2,065,475千円
営業外収益	34,183千円
営業外費用	23,315千円
中間純利益	261,238千円

1株当たりの状況

会計期間	中間会計期間
	(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
1株当たり中間純利益	69.03円
1株当たり配当金	- 円

(2) 「2025年3月期第2四半期(中間期)業績予想と実績との差異に関するお知らせ」の公表

対象者は、2024年11月13日付で「2025年3月期第2四半期(中間期)業績予想と実績との差異に関するお知らせ」を公表しております。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

(3) 「2025年3月期期末配当予想の修正(無配)及び株主優待制度の廃止に関するお知らせ」の公表

対象者は、2024年11月13日開催の対象者取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に、2025年3月期の期末配当予想を修正し、2025年3月期の期末配当を行わないこと、及び株主優待制度を廃止することを決議したということです。

詳細については、対象者が2024年11月13日に公表した「2025年3月期期末配当予想の修正(無配)及び株主優待制度の廃止に関するお知らせ」をご参照ください。